

第一百九十六回 参議院経済産業委員会議録第九号

平成三十年五月二十九日(火曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

朝日健太郎君

渡邊猛之君

渡邊美樹君

石上俊雄君

増子輝彦君

青山繁晴君

佐藤信秋君

関口昌一君

増子輝彦君

松川るい君

佐藤信秋君

関口昌一君

増子輝彦君

松村祥史君

佐藤信秋君

関口昌一君

増子輝彦君

青山繁晴君

佐藤信秋君

関口昌一君

増子輝彦君

青山繁晴君

佐藤信秋君

大野元裕君

石井章君

青山繁晴君
佐藤信秋君
大野元裕君
石井章君青山繁晴君
佐藤信秋君
大野元裕君
石井章君

補欠選任

中川雅治君

佐藤信秋君

増子輝彦君

青山繁晴君

中川珠代君

佐藤周司君

増子輝彦君

青山繁晴君

中川富本君

佐藤周司君

増子輝彦君

出席者は左のとおり。

委員長 理事 委員

小澤典明君

(原子力発電所の再稼働と周辺自治体の同意に関する件)
(第五次エネルギー基本計画案の検討に関する件)
(商工中金の業務改善への取組に関する件)
(資源エネルギー政策統括調整官の業務に対する件)

○委員長(浜野喜史君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

○委員長(浜野喜史君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

(商工中金の業務改善への取組に関する件)
(資源エネルギー政策統括調整官の業務に対する件)
(第五次エネルギー基本計画案の検討に関する件)
(商工中金の業務改善への取組に関する件)
(資源エネルギー政策統括調整官の業務に対する件)○政府参考人
内閣府政策統括官
総務大臣官房審議官
消防庁審議官
農林水産省農林水産技術会議議員
務局研究総務官
経済産業大臣官房審議官
経済産業大臣官房審議官
資源エネルギー政策統括調整官
経済産業大臣官房審議官
経済産業大臣官房審議官
資源エネルギー政策統括調整官○参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
(よろず支援拠点における伴走型支援の成果と課題に関する件)
(駅ナカ商業施設に対する大規模小売店舗立地法等の適用に関する件)
(第五次エネルギー基本計画案の検討に関する件)○委員長(浜野喜史君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。○委員長(浜野喜史君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、質疑を行います。
○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。
質問の機会をいただきまして、委員長、また滝波、大野筆頭理事始め、皆様の御理解に心から感

委員の異動について御報告いたします。

去る二十三日、朝日健太郎君が委員を辞任され、その補欠として中川雅治君が選任されました。

○委員長(浜野喜史君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
内閣府政策統括官山本哲也君外十三名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。○委員長(浜野喜史君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。○委員長(浜野喜史君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
内閣府政策統括官山本哲也君外十三名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

す。また、大臣、大変お忙しい中ありがとうございます。
います。

自動車の関税引上げについてお伺いをいたします。
五月二十三日、米国商務省が、安全保障的理由
に自動車関連の輸入関税を引き上げる検討に入っ

は、この安全保障を理由とした輸入制限、容認する条項はございますが、客観的事情から見て、この自動車の輸入に安全保障の脅威というのはどういう部分があるのか。これが恣意的に使われるべし、ルールそのものが壊れかねないような危険もはらんでいるかななどいうふうに思っております。

地元でも、中小企業、昨日もいろんなところでお話をしたんですが、景気は良くなつてはいるが、アメリカの動きが見えないところを不安に思われている方も多いいらつしやいました。

今回のこの動きにつきまして、世耕大臣から、この受け止めと対応についてお伺いをしたいとうふうに思います。

(国務大臣(世耕弘成君)：自動車及び自動車部品の輸入に関する通商拡大法二百三十二条に基づく調査については、これまだ、調査に入るというところでありまして、具体的な措置が決定されたわけではありません。一部、税率が二五%というようすにも報道されていますが、これ、税率も含めてまだ何ら決まっていないという状況でありますので、その影響等については予断を持つてお答えすることは控えたいというふうに思いますが、仮に非常に広範な貿易制限措置が発動されるとすれば、これはもう世界のマーケットを混乱させ、WTOに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものでありますし、極めて遺憾であります。

また、日本の自動車メーカーは、米国内でも極めて良質な雇用をたくさん生んでいるわけあります。直接雇用で九万人、波及効果で百五十万人と言われていますが、そういったことも、やはり米国の経済に多大な貢献をしているということ也非常に重要だというふうに思っておられます。

あしたから、私、パリに出張ましてOECD閣僚会合に行つてまいりますが、そのマージンで日米EU三極貿易大臣会合もセットをされております。そういった場も使いながら、またEUとともに連携をしながら、今私が申し上げたような考え方をしっかりとアメリカ側に伝えていきたいというふうに思つております。

○矢倉吉夫君 調査に入つた段階であり、いたずらに不安をあおることは我々も慎まなければいけないなどといふところをまず思いました。

パリの方にも行かれる、その場でも、そういう場を使って是非いろいろ発信していただきたいと、改めて大臣にも御期待を申し上げたいというふうに思います。

続ぎまして、次の問い合わせたいと思うんです
が、農業、まず今、経済産業委員会ではコネクテッドインダストリーズという文脈をずっと議論をしておりました。それも視野に入れながら、農業について、今日は農林水産省も来ていただいております。

私も政務官やらせていただいたんですが、働き手がいなくなっているこの農業、これを起爆剤を、なるものはやはりICTでありIOTであるなどいうところをすごく実感もいたしました。その辺りの、農業におけるICT、IOTの必要性、重要性について、農林水産省から御意見をいただきたいというふうに思います。

○政府参考人菱沼義久君 農業者の減少、高齢化等、人手不足が深刻化する中で誰もが取り組みやすい農業を実現するためには、ICTやIOTを導入した、積極的に活用していくことが重要な

このため、農林水産省では、ＩＣＴの活用により熟練農業者のノウハウを見える化して新規就農者などが学習できるシステムや、スマートフォンで遠隔操作ができる低コストの水田の水管理技術、こういったものを開発して実証導入しているところでございます。

今後も引き続き、ＩＣＴやＩ－ＯＴの活用により、産学官の連携を密にして、新たな農業を創出するよう積極的に取り組んでまいる所存でございます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

今日、資料をお配りしております。これは、ＮＴＴグループの農業ソリューション。私も、いろんなところの展示など、幕張メッセなどでやられている農業展示などでもこの取組なども見させていただいたんですが、あらゆるところで情報技術の活用が重要なになってくるし、農業分野は、今までこういうところの活用がなかつた部分だけ、イノベーションを起こし得る起爆剤として、今後のＩＣＴ、Ｉ－ＯＴの使い方というの非常に重要ななつてくるかなというふうに思つております。

例えば、各種センシングシステムなども書かれておりますが、これ以外では自動トラクターなどですね。私も運転させていただいたんですけど、農業の場合には圃場をこうやって移動するわけですが、数センチでもずれるともう駄目になつていて、最後はそのデータに基づいて肥料の適切な散布なども全部できる、こういう自動化なども今後研究される農業の分野、というのは非常に広範囲な可能性があるところかなというふうに思つております。

こういうNTTの取組も含めて、これまで労働集約産業であった農業の生産性向上や働き方改革、さらには、ある意味では、今まで農業はとにかく、今までのベテランの人の勘だったり、そういうものが受け継がれないまま來ていたもので、そけど、そういうものをデータ化して、これから農業を志していく若い人にも見えるようになります。これが担い手育成にも非常に重要であります。

こういう技術、技能のデータ化による伝承など、高齢化の波にさらされている農業の発展に大いに貢献するものであり、リアルデータをつなげるというコネクテッドインダストリーズの理念にも通じるかなというふうに思っております。

コネクテッドインダストリーズの理念、重点五分野以外、とりわけ農業にも影響を与えるものとも考えておりますが、改めて経済産業省の見解をいただきたいと思います。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。

コネクテッドインダストリーズは、スピード感を持って、具体論に着手しながら成功事例を生み出すということで、重点五分野を設定しておりますが、御指摘のとおり、それに限定するものではございません。したがいまして、農業もその対象となり得ると。

これまで、特にデータ活用を促進する観点から三点申し上げます。

一つは、五月二十三日に成立した生産性向上特別措置法に基づく産業データ活用事業の認定制度及びIoT投資に対する減税措置、二つ目は、データの利用権限に関する契約ガイドラインの抜本的な改正、三つ目は、先進的なAI技術を有するベンチャーカンパニー企業とリアルデータを豊富に有する大企業とのマッチング及び共同開発の支援、これらは全て農業にも裨益するものだというふうに考えております。

具体例を申し上げれば、経済産業省におきまして、IoTビジネスの創出を推進する地域の取組を認定する地方版IoT推進ラボという取組がござります。

ざいますが、例えばですけれども、北海道の士幌町におきましては、高校を中心農業ＩｏＴデータを活用したデータを使って栽培技術とか栽培方法というものを開発して、それを技能伝承とか地域全体の生産性向上につなげていくという例がございます。

また、農水省におかれましても、農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会というのを設置されておられます。我々もそこに参画をして、連携をしながら契約に関するガイドラインの明確なものを作つていこうと、こういう取組もございます。

いざれにいたしましても、農業分野における更なるデータ利活用事例が創出されることを期待をしておりまして、積極的に推進していきたいといふふうに考えております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。
是非、イノベーションを起こし得る分野は様々あると思います。しっかりと取組をしていただきたいというふうに思います。

大臣 先日ロシアへも行かれましたが、ロシアも割と仲裁というのが非常に充実をしておりました。仲裁は、当然和解とは違つて、裁判官が担う和解とは違つて、仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するというところはまた違つて、仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するというところはまた違つて、仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するというところはまた違つて、仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するといふふうに思います。

また、ニューヨーク条約というのがあります。裁判の場合には、海外の財産の執行力というのもなかなか限定されているところもあるんですけれど、仲裁の場合は、そのニューヨーク条約の下で、百五十、六十か国それに加盟しております。その加盟国の中での仲裁であれば、海外に対しても

の財産の執行力というものも確保し得るという、いろんな面でも実は利点があり、今後はしっかりと、特に中小企業ですね。

今、中小企業にとってみたら、この仲裁をしっかりと活用するためには、日本で国際仲裁というものが得る環境整備が非常に重要であるかなというふうに思つております。また、日本の中小企業だけに限らず、将来的に、例えばA国とB国、その紛争を日本の仲

裁機関で解決しようというその機運が盛り上がり始め、そういう法的な基盤があるということになれば、その信頼感の下で外国からの投資なども促進しえるというような様々な効果もあるかなというふうに思つております。

ただ、残念なことに、まだ企業の中で仲裁というものの有用性がなかなか周知はされておりません。ここ辺りの周知徹底をまずしっかりとやっていかなければいけないかなと私は思つます。そしてまた、仲裁に関する人材育成というところでも、日本の中でこの国際仲裁センターというものを設置することをしたいかなというふうに思つます。

○矢倉克夫君 仲裁というもののまず周知を是非しておきまして、国際仲裁についてちょっとお伺いをしたいかなというふうに思つます。

大臣 先日ロシアへも行かれましたが、ロシアも割と仲裁というのが非常に充実をしておりました。仲裁は、当然和解とは違つて、裁判官が担う和解とは違つて、仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するといふふうに思つます。

世耕大臣に、国際仲裁の重要性並びに国際仲裁センターの国内設置ということも含めて御所見をいただきたいというふうに思つます。

○国務大臣(世耕弘成君) 今御指摘のように、国

際仲裁は、一審で終了するという迅速性、あるいは紛争処理の中身が公開されないという非公開性

が、今後、国際的ビジネス紛争の解決手段としては、今、グローバルにも仲裁というのが注目されています。仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するといふふうに思つます。

○国務大臣(世耕弘成君) 今御指摘のように、國

際仲裁は、一審で終了するという迅速性、あるいは紛争処理の中身が公開されないという非公開性

が、今後、国際的ビジネス紛争の解決手段としては、今、グローバルにも仲裁というのが注目されています。仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するといふふうに思つます。

また、国際仲裁センターの国内設置について

いふふうに思つます。

大臣 世耕大臣に、国際仲裁の重要性並びに国際仲裁センターの国内設置ということも含めて御所見を

いただきたいというふうに思つます。

○国務大臣(世耕弘成君) 今御指摘のように、國

際仲裁は、一審で終了するという迅速性、あるいは

紛争処理の中身が公開されないという非公開性

が、今後、国際的ビジネス紛争の解決手段としては、今、グローバルにも仲裁というのが注目されています。仲裁は、仲裁人は誰かとどうところも含めて契約で決めて、その判断を尊重するといふふうに思つます。

クトが実施をされているところであります。内閣官房の取りまとめでは、その実施状況及びその検証結果を踏まえて今後の在り方について検討していくこととされておりまして、経産省としても、関係省庁と連携して積極的に検討に参加してまいりたいと思います。

○矢倉克夫君 仲裁というもののまず周知を是非引き続き。いろんな企業の方から聞いても、まず、仲裁といふふうに思つておられます。また、先ほど申し上げたような企業の方から聞いても、まず、仲裁といふふうに思つておられます。ただ、先ほど申し上げたようなメリットもありますし、あとは、企業内でも紛争の解決といふふうに思つておられます。

ただ、残念なことに、まだ企業の中で仲裁というものの有用性がなかなか周知はされておりません。ここ辺りの周知徹底をまずしっかりとやっていかなければいけないかなと私は思つます。そしてまた、仲裁に関する人材育成というところでも、日本の中でこの国際仲裁センターというものを設置することをしたいかなというふうに思つます。

○政府参考人(高島竜祐君) お答え申し上げます。まず、ようやく支援拠点のこれまでの成果についてでございます。

販路拡大や商品開発など、専門性の高い高度な提案を行う支援機関の役割を担うべく、委員がおつしやられましたとおり、平成二十六年の六月に、中小企業・小規模事業者の様々な経営課題に

対応するワンストップの相談窓口として、全国四十七都道府県による支援拠点を整備したところです。

まず、ようやく支援拠点のこれまでの成果についてでございます。

販路拡大や商品開発など、専門性の高い高度な提案を行う支援機関の役割を担うべく、委員がおつしやられましたとおり、平成二十六年の六月に、中小企業・小規模事業者の様々な経営課題に

対応するワンストップの相談窓口として、全国四十七都道府県による支援拠点を整備したところです。

まず、ようやく支援拠点のこれまでの成果についてでございます。

通常の中小企業支援というのは、やはり事業計画書の作成や補助金申請など実務的な支援が多いかというふうに思つておますが、今後の中小企

業にとって必要なのは、やはり企業や事業者の元々持つている強みや長所を自ら気付かせて伸ばすコーチング、これに徹して、またさらに、販路拡大や新商品開発など、あらゆる選択肢を提示し

最良の方法と一緒にになって考えていく、結果が出るまで、売上げが上向くまで何度も寄り添つて

ていく伴走型の支援であるかなというふうに思つております。

私も、いろいろお話を聞いた、これ、平成二十

年八月に開設された富士市の産業支援センター、エフビズというところであります。こちらはこ

の伴走支援で大いに成果を出しておりまして、

今、全国各地でも、開設予定も含めて、北海道から九州まで二十自治体まで広がつてゐるといふふうに思つております。

こういった伴走型を更によろず支援拠点でやつていただくこの期待感というのは大きいと思うんですが、経済産業省が進めているこのよろず支援拠点のこれまでの成果の総括をまずいただいて、最後、大臣からいただいだ後に、今後の課題について、最後、大臣からいただいだふうに思つておられます。

○矢倉克夫君 仲裁といふふうに思つておられるかと、いふふうに思つておられます。ただ、先ほど申し上げたようなメリットもありますし、あとは、企業内でも紛争の解決といふふうに思つておられます。

ただ、先ほど申し上げたようなメリットもありますし、あとは、企業内でも紛争の解決といふふうに思つておられます。

こういった機能を充実させるために、例えばタブレット端末などを利用して、その町にはいないだけ遠隔で専門家がしっかりと相談に乗るなど、より支援拠点の相談体制の更なる整備を進めるとともに、地域の支援機関との連携強化も図つて、よりきめ細かな相談体制を構築していくと考えております。

○矢倉克夫君 伴走型支援の拠点としてのよろず支援拠点に御期待申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○大野元裕君 国民民主党・新緑風会 大野元裕でございます。

今日は一般質疑ということでございまして、今国会初めてであります。与党からは、これまでお前例がないというふうにおつしやられておられましたけれども、実は、遡ること今の与党が野党であった民主党政権時代には、例えば平成二十四年は三回もやらせていただいておりまして、与党と野党、立場が変わると言つことも変わるものだなというふうに思つておりますが、これからは、政府がやりたいことだけではなくて国民が聞きたいこと、一般質疑においてもやらせていただけるよう積極的に要求をさせていただきたいと思つておりますので、与党の皆様にもよろしくお願ひを申し上げます。

その上で、もう一つ変わったことがあります。随分認識が変わったなと思ったのは麻生副総理の御発言でございました。公文書の改ざん問題について麻生副総理は、どの組織だつてあり得る、個人の問題だと発言をされました。私も、行政の長たる方がこのような発言を官僚の方にされるのは正直驚かされました。

世耕大臣の認識をお伺いいたします。

安倍政権の組織では、経済産業省も含め、どの組織でもあり得ることなんでしょうか、教えてください。

○国務大臣(世耕弘成君) 文書の改ざんということは、もう当然あつてはならないことだというふう

に思つています。

今回、財務省で改ざんが発生をして、この行政の仕事というのは国民の信頼で成り立つているわけであります。が、その文書の書換え問題が信頼を大きく傷つけたことについて真摯に受け止めなければいけないというふうに思つています。

公文書は国民が共有する知的財産でありまし

て、当然改ざんなどということが絶対行われない

という前提でやつていかなければいけないと思つ

ていますが、一方で、改ざんされないような仕組みづくりも重要な要素だというふうに考えております。

経産省において万が一にもこういつた改ざんと

いた事案が発生しないように、私自ら先頭に

立つて職員の意識改革を図つて、経産省における

適切な公文書管理を徹底してまいりたいというふ

うに考えています。

○大野元裕君 是非そこはお願ひをさせていただ

きます。

他方で、もしもそういう国民の信頼を裏切る

ようなことがどの組織だつてあり得るようなこと

であつて個人の問題だとすると、副総理のおつ

しやるようだ、だとすると、先週、愛媛県が提出

した文書で虚偽を述べているのではないかとも疑

われる個人がお二人、経済産業省の中には幹部と

しておられるということになつてしまします。も

しそれが本当だとすると、信頼ができる省庁な

か、国民から信頼が置けると思っていただけるの

か、甚だ疑問になつてしまします。

したがつて、この委員会においては、野党側よ

り、まさに今日もそうでしたけれども、元総理秘

書官の柳瀬審議官及び内閣府に出向されておられ

ました藤原審議官の出席を求めてまいりました。

法案や我が国にとって重要な問題を審議する前提

としては、当然、その組織や文書あるいは發

言、これは信頼するという、これをベースにしな

ければ議論にならないことは事実であります。

そこで、大臣にお伺いをいたしますけれども、

与党は、残念ながら今日もまとまらなかつたわけ

ですけれども、柳瀬審議官も藤原審議官も国会に

招致すること、この委員会に出でていただくことについて御同意がいただけず、結局調わないという状況になりました。

そこで、このよな、改ざんだつてあり得る、どの組織だつてあり得るという安倍政権において、疑問を付される個人が幹部におられる組織の長たる世耕大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、こういつた国会内の与党の対応はともかくとして、大臣としては、経産省の信頼を得るためには、お一人には是非国会に来ていただいて疑惑に答える、そういう質務があるとはお考えにならないでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) これはあくまでも国会

でお決めいただいて、それに誠実に答えるという

のが公務員としての立場なんだろうと、いうふ

うに思つております。

柳瀬審議官も、予算委員会では求められて、國

会として、予算委員会として求められたことには

しっかりと応じて、彼も記憶の限り誠実に対応さ

せていただいだんではないかと思います。

いずれにしても、この委員会の運営について

は、委員長、理事でお決めいただく話だというふ

うに思つております。

○大野元裕君 そういうお答えになるんだろうと

思つておりましたけれども、少なくともこの委員

会においては、経済産業省が、もちろん幹部とし

ての責任を持つてゐる、しかも、今こういつた状

況の中で出てくる閣法も審議をさせていただき、

その文書や発言については重きを置いた上で、

我々はそれを信頼をして議論をするといふことが

必要でありますので、やはりここで疑問を解いて

いくということは、私は必要だと思つております。

さて、少しここからは提案型といふ、建設的

な議論をしつかりさせていただきたいといふ

に思つております。

まず、大臣にお伺いをさせていただきたいと

思つてゐことがあります。それは、駅ナカの商

業施設であります。大臣ももしかするとトイレッ

トペーパーなどをお買い求めに行かれることがあるかもしれませんけれども、商店街のシャツ

ター街化が懸念をされております。そういつた中で、地域の商店街や、特に駅前商店街に対する駅ナカ商業施設の影響というものが指摘をされております。

配付をさせていただきました資料を御覧いただ

きたいんですけど、これ、一番上は東京都の赤羽駅、JRですね、この影響について書いてあります。が、この赤羽にはエキユートという施設がありますが、この赤羽にはエキユートという施設があり、一千百平米という大きなスーパー・マーケットのよな大きさの大規模商業施設が入つてます。これは駅の中ですから、改札の中ですね。周辺の商業施設と実は業種を取り扱つている商品と

いうのは非常に大きく重複しているんです。要するに、中と外で重複をしている。

その上に、駅ナカ立地というのはもう特等的な利便性がありますから、そこで商業施設ができる多くなつた。これ、顧客側から見ると二割ぐら

い利用しなくなつたと言つてます。利用しない理由というのは、これは要するに利便性なんです。利便性がいいから、そこで地元商店街は利用しなくなつたという話であります。

そこで、赤羽駅という話ではありませんけど、大臣にお伺いしたいのは、一般論で結構なんですが、駅ナカ施設が駅前の商店街等に与える影響をどのように評価、認識しておられるでしょ

うか。

○国務大臣(世耕弘成君) まず、駅ナカ商業施設というのは、駅を利用する、交通で利用している消費者にとっての利便性の高さなども相まって、近年増加傾向にあるといふに承知をしていま

す。

これが駅周辺の商店街にどういう影響を与えて

いるか。今この資料で示していただいたのも一つの影響の分析だといふに思つますけれども、一方で、また別の民間の調査では、駅ナカができる

ことによつて周辺が少しプラスがあつたとい

ような民間の調査もあるわけであります。

これ、なかなか今定量的に我々の方でも分析はしきれおりませんけれども、やっぱり商店街と

いうのは郊外のショッピングセンターとまたお客様を取り合っているという面があつて、やはり駅と

いうのはその駅に付随する商店街もあるわけですから、そういう意味でプラスの方向性もあるんじやないか。でも一方で、御指摘のように、本来

であれば駅を降りてお店で買うものを駅の中で買って、そのままバスとかタクシーに乗つてしまふという面もあるうかというふうに思つています。

経産省としては、あくまでも自由な経済活動を前提とした上で、駅ナカ商業施設と駅前商店街が連携をして、消費者に対して利便性の高いサービスを提供していくことで共存共榮を図つていくことが望ましいのではないかというふうに考えております。

○大野元裕君 私も共存共榮が望ましいというふうに思つています。他方で、この資料のグラフ三というところを見ただくと、これ、先ほど利用客側からの話をしましたけれども、事業者側、つまり商店の方から見ると、売上げが減少したというのは五四%、それからお客さんが減つたというのは六一%。三分の二近くの商店の方は駅ナカの影響があつて、三分の二近くの人たちはもうお客さんがいなくなつちやつたと、こういふうに言つておるんです。

もちろん、基本、商売は競争です。その競争といふものは、ただし、時にゼロサムではなくて、お互いに共存共榮、ワイン・ワインということともちろんあり得ると思つています。したがつて、大臣がおつしやつたとおり、経産省としては共存共榮といふ、これが望ましい、そこは私も全くそのとおりだと思います。ただ、その一方で、そつだとすると、駅ナカの商店街との共存共榮の方途を考えたり、ある

いは、少なくともお互ひが平等、イコールフツ

ティングに立つた競争といふものができなければならぬのではないかと私は思いますけれども、

これも大臣に印象で結構でけどお伺いしますけど駅ナカの大規模商業施設と駅前の商店街、あるいは駅前の大規模商業施設でも結構です、これ

はイコールフツティングに置かれているというふうにお考へですか。

○国務大臣(世耕弘成君) ちょっと役所の用意した答弁とは違う形になるかもしれませんけれどもまあはつきり言つて、イコールフツティングではないと思います。

いろんな私も商業関係の雑誌とかもざつと読んでみましたが、駅の中というの、やっぱり等地というよりはもう特等地であります。単位面積当たりの売上げも一般の小売店に比べて大

き八倍ぐらいあるというふうに言われています。しかも、駅は基本的には鉄道会社が仕切つている世界で、幾ら小売店が自分で駅を造つうと思つてもそれはできないわけでありまして、ある種特権的に与えられている面もあるうかというふうに思つていますから、これをイコールフツティングだと答えてくれとなつていますが、感覚としては、少しイコールフツティングとはつきり言い切れない面があるうかというふうに思つています。

○大野元裕君 経済産業委員会に来てよかつたなと思ひます。大臣の答弁、感謝をいたします。

私もそう思つてます。ただ、もちろん規制しろというんじゃないんです。商売はもちろん自由にやつてほしい。でも、規制はする必要はないけれども、ただ、イコールフツティングじやなきやいけないというふうに私も強く感じています。

そこで、これ総務省の自治税務局資産評価室にいるんでしようか、にお伺いをさせていただきたいと思うんですけど、駅ナカの商業施設に対する

固定資産税等の基準となる評価額算定は、駅前商店街の店舗の評価額算定と平等であるというふうにお考へでしようか。

○政府参考人(稻岡伸哉君) お答え申し上げま

す。鉄軌道用地のうち、運送の用に供する部分と、

委員御指摘のような駅ナカ商業施設と呼ばれる施設のように運送以外の用に供する部分とをする建物等の敷地に利用されている土地、これを複合利用鉄軌道用地と呼んでおりますが、この複合利用鉄軌道用地につきましては、固定資産評価基準

では、当該土地の面積を運送の用に供する部分と運送以外の用に供する部分の面積で案分をし、運送の用に供する部分は沿接する土地の面積の三分の一、それから運送以外の用に供する部分は付近の土地の面積に比準して評価を行い、その両者を合算して当該土地の評価額を求めております。

これは、駅ナカ商業施設と呼ばれる駅構内の高密度利用が進む中、駅周辺の事業者からの、駅敷地の評価額が安く、固定資産税の負担が不公平ではないかといった指摘などを踏まえ、鉄軌道用地全体として整合性の取れた評価方法が検討された結果、平成十九年度の固定資産評価基準の改正において見直しがなされ、現行の取扱いとされているものでございます。

○大野元裕君 ちょっとと済みません、確認しますが、要するに、付近の用地の面積を参考にして鉄軌道用地は三分の一になつていて、評価額がいかしながら、この三分の一を取りやめたという

結果、平成十九年度の固定資産評価基準の改正において見直しがなされ、現行の取扱いとされているものでございます。

○大野元裕君 ちょっとと済みません、確認しますが、要するに、付近の用地の面積を参考にして鉄軌道用地は三分の一になつていて、評価額がいか

か、さつき言つた付近のところと同じ額、それを参考とした額になつていているということでよろしいですね。

○政府参考人(稻岡伸哉君) この複合利用鉄軌道用地については、まず、運送の用に供する部分と運送以外の用に供する部分、これにまず案分をいたします。運送の用に供する部分につきましては、資料でお配りいただいておりますこの二枚目の評価額の算定方法、沿接する土地の面積の三分の一で評価をすると。運送以外の用に供する部分は付近の土地の面積に比準して評価を行つて、それを足し合わせると。こういう取扱いになつていいことでございます。

○大野元裕君 つまり、沿接する土地の三分の一と、沿接する土地ですね、付近といふのは、確認させてください。

○政府参考人(稻岡伸哉君) 運送以外の用に供する部分については付近の土地の面積に比準をするということでございますので、この三分の一といふものが乗じられているものではないということ

でございます。これ、大臣、ちょっと見ていただきたいんですね。が、一枚目のところですね。

○大野元裕君 そうなんです。そうだとすると、これ、大臣、ちょっと見ていただきたいんですね。が、二枚目のところですね。

○大野元裕君 うところから持つてきただんですけど、これ、いろんなパターンがあると思いますが、駅の周りにいろいろ評価もあるし、利用目的もあると思います。これを足し上げて三分の一にすると。

ところが、これ、三分の一をなくしたのが、今私の理解だと、案分をしたいわゆる複合の用途のところだと思いますが、ところが、そうする

と、随分これ安くなつちやうと私は理解していま

す。この駅前の宅地の例えれば四百メートルと書いてある超一等地と点で比較するのではなくて、付近の長い用地で評価をしてしまうと、例えば右のずっと下の方にある山林とか、こういつたものも足し上げた上でそれを割る、そして三分の一は適用されないということだとすると、これ、公平ではないんじゃないでしょうか。

というの、先ほど大臣もおつしやいました、特等的ないうふうにおつしやいました。多分、駅前よりも特等地ですね。にもかかわらず、この辺の長いものを全部足し込んだものの鉄軌道用地は三分の一、しかし、それ以外のところは三分の一ではないという状況は、私は不公平にしか思えないとおもいます。それで、そもそも、これ、勉強させていただいたんですが、鉄軌道用地の評価額が低いのは、帶状に細長い形状だと、したがつて利用価値が低い、あるいは土地の利用が鉄軌道用地に限定されていて他の用途へは実質的に変換が不

可能若しくは難しい、こういった理由から下げられて居るというものがこの算定のまことにその議論の始まりなんです。ところが、駅ナカ商業施設はどうっちの理由にも当てはまるこことはありませ
ん。それどころか、特等的なものです。

すかというふうに思っていいものでないのかと申し上げて、いかんでしょうか。○政府参考人(逕)

岡伸哉君) 聞いたところ、三分の一を乗じておられる方があつたのでありますといふ話であれば、元々変えておられるんだから、その基準がいいんじゃないですか。それで、どうでもいいんですけれども、どうではな

れども、駅ナカ商業施設は大規模小売店立地法の適用対象になるかを議論したいんですが、その前に、この大規模小売店舗立地法の適用対象に仮になるという場合、どんな配慮、あるいはどんな義務、どんな規定が適用されるか、主な事項で結構ですので教えてください。

○政府参考人（藤木俊光君） お答え申し上げます。

单一であるとしても、コンコースごとに区切つた、そのワンブロックずつが一つの店舗、別々の商業施設になつてゐるということの考え方から、先ほどの赤羽の二千五百平米とか三千平米とかあっても、全体ではなくて、これを区切つてそれぞれに適用されるので、駅ナカ商業施設がどんなに大規模になつても適用されない場合もあるというふうに理解をしている。もし違つていたら教えてほしいと思ひますけれども、それでよろしいですか。

下なんですよ。四百万円というと、当時ですけど、一番日本で売り上げていた新宿の伊勢丹とほぼ匹敵しますから、実は大宮だけど、ここだけ新宿の価額が、それだけ取り上げればですよ、それだけ取り上げれば評価されてもおかしくもないのに、しかし、随分これ優遇されていないでしようか。

駅前商店街と同等若しくはそれよりも特等の立地であるということから考えると、全体を足し上げたものではなくて、その地点、駅の例えば真前とか別な評価方法に評価方法そのものを変える必要があると、総務省、お思いになりませんでしょうか。

○政府参考人(稻岡伸哉君) 鉄軌道用地一般につきましては、委員御指摘のとおりの理由から、資料でもお配りいただいておりますように、沿接する土地の三分の一という形で評価をしておりますが、先ほど来申し上げておりますように、複合利用鐵軌道用地については、まず、運送の用に供する部分と運送の用に供しない部分、運送以外の用に供する部分とに分けて、運送の用に供する部分は鐵軌道用地一般の評価と同様の評価でございまますが、運送以外の用に供する部分につきましては付近の土地の価額に比準して評価を行うということになつておりますので、私どもいたしましては、駅周辺の土地との均衡が取れた評価額になつてゐるものと受け止めているところでございま

○大野元裕君 だから先ほど確認したじゃないですか。鉄軌道用地の周りのところを含めたもので

れども、駅ナカ商業施設は大規模小売店立地法の適用対象になるかを議論したいんですが、その前に、この大規模小売店舗立地法の適用対象に仮になるという場合、どんな配慮、あるいはどんな義務、どんな規定が適用されるか、主な事項で結構ですので教えてください。

○政府参考人（藤木俊光君） お答え申し上げます。

单一であるとしても、コンコースごとに区切つた、そのワンブロックずつが一つの店舗、別々の商業施設になつてゐるということの考え方から、先ほどの赤羽の二千五百平米とか三千平米とかあっても、全体ではなくて、これを区切つてそれぞれに適用されるので、駅ナカ商業施設がどんなに大規模になつても適用されない場合もあるというふうに理解をしている。もし違つていたら教えてほしいと思ひますけれども、それでよろしいですか。

○大野元裕君 ならば、駅ナカ商業施設は一般に必要な駐車場の確保を求めるといったような配慮、それから二番目に騒音の抑制ということで、例えば深夜、早朝における荷さばきの作業等の面での配慮を求めるといったこと、それから三番目に廃棄物ということでございまして、例えば必要な保管スペースを確保する、あるいは運搬、処理といった作業において必要な配慮を求めるといったようなことをこの法律で求めて いるというところでございます。

も、「建物が公共の用に供される道路その他の施設によって「以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分」というふうに規定されております。これ、周辺への交通の影響等を勘案する中で、間に公道が入っている場合はそれぞれ別のものとして考えるという考え方でござります。

○政府参考人(藤木俊光君) 大規模小売店舗立地法におきまして基準面積が決まつておりますので、店舗面積が一千平米を超える商業施設がこの大規模小売店舗の立地法の対象でございまして、この要件を満たすものについては駅ナカ商業施設も対象になるということをございます。

○大野元裕君 ならば、もし違つていたら教えて

○大野元裕君　ところが、これ、コンコースがあるからといって、これだけ大規模な商業施設になると、専ら運行の用に供するとか、あるいは公道と同じとは言えないのではないか。逆に、商業施設でも、例えばこの近辺だと新小岩の西友とかあるいは浦和の伊勢丹とか、普通にみんなが真ん中通りで通っている、ほんと公道であります。ところではそれ別に店舗面積隔てられた部分についてはそれぞれ別の店舗面積ということになつていてるところでござります。

いただきたいんですけど、ところが、実際には立地法の適用になつていないと理解をしています。

ころが、そこは分けて考えられておりません。普通に、お店で買うよりも、みんなが通っているところであります。

そうだとすると、床面積の計算の際には、これ

一つの事業体ですから、しかも、これだけ大きくて商業用に、コンコースだけではなくて相当奥までつながる部分のところに入る、つまり、普通に電車に乗るだけではなくて、お店に行くためのコンコースもこれは含まれていると私は理解をしていますけれども、そういうたものについてコンコースが、例えば三〇%でもいいです、四〇%でもいいですが、ある程度案分されるべきではないのか、そしてそれが総体として考えられるべきではないのか、と思いますけれども、そこについてとはいがでか。

私は理解をしておりますけれども、こういったところへ、先ほどの公道の部分ですね、立地法でいえど、そこについてはスプリンクラーの設置は義務付けられておりますか。

もしれませんが、新幹線を降りたところに仮設店舗があつて、これコンコースのところなんですが、ほんと一年中あそこにあるんで、移動式仮設店舗だけど。川口も実はそうなんですよ。そうすると、これ、上も見てきたんですけど、スプリンクラー、私には見付からなかつたんですね。そうすると、これ消防厅にお伺いをさせていただきたいんですけど、万が一の場合も想定をして、このように可燃物がコンコース上に置かれることは適切か、特にそれが移動用仮設店舗であるにもかかわらずほんと恒常に置かれているようなふうな

こについては、今指導とおっしゃいましたけれども、現実にはスプリンクラーは付いていないという状況になっています。

これ、指導を見是非していただきたいし、そこは現実に従つてしつかりとした措置をしていただきたいんですが、これ経産省も一緒にだと思います。

（政府参考人 鹤木修光君） 現行の大店立地法の法令上、店舗面積という考え方の中で、先ほど申し上げましたように、道路その他の施設によつて、公共の用に供される施設によつて二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞの部分と規定されておりますので、隔てていなるその公共の用に供されている施設そのものを案分するということにはなつていないとということをごぞいます。

建て以上は別ですか。それで、複合施設の場合は、その店舗等のところに着目いたしまして、三千平米以上であればプリンクラーの設置義務があるということです。いまして、そういう意味では、コンコースも含めて全体の態様を見て適用を考えると、なっております。

ものについては、これ消防法上適切あるいは適用上適切とお考えでしようか。

題もある。ところが駅ナカではそこは今駅前の商店街、シャツターハー街になっちゃうと、そこに買物に実は入場券買つて入つてある人がいるんです。あるいは、おじいさん、おばあさん、高齢者の方々にとって駅前の商店街なくなると逆に不便なんですよ。我々、駅を利用する、あるいはサラリーマンの方は毎日駅を利用しているから中にあるととても便利なんですけど、ただ、周りの方々にとつては不便になる場合もある。

ことでお答えでございましたが、べきかどうかといふこと、大聖方裕君政今ではそんなどいへんといふこと、いう話にはお答えをいたただかなかつたと思います。ならば伺いますけれども、これは消防庁に伺いたいと思います。

そこで、立地法では、コンコース部分は除いて、一つ一つ分けているから大規模な商業施設には捉えられていない、これがポイント一つです。

しきことにいたしますと、当然ながら、管理者の方で可燃物の管理や避難経路の確保等を適切に行なうことであるとか、火災発生時には従業員等による消火器や屋内消火栓設備を用いた迅速な対応、期消火等の計画、訓練等を重ねるということが義務付けられておりますので、当然ながら、そういうことにはなりません。

テイングというものは極めて重要な問題だと思っていました。先ほど税法の話は若干御説明をいただきましたけれども、立地法の問題あるいは消防法の問題、さらには、先ほどちょっと申し上げましたけれども、駅ナカ立地ということで優遇されている

ちょっと時間がなくなったので、質問を少し飛ばしますけど、消防法上、大規模な駅ナカ商業施設は、駅舎内部に必然的に存在する売店、キオスクみたいなものですね、あるいはちつちつといおそば屋さん、こういったものは機能従属用途、要す

ど、先ほど、コンコース、複合施設の場合ですね、店舗に注目しているという話がありました。ところが、駅は一般論で言うと非常に多くの人が利用をされる。コンコースは通路ですから、もちろん退避も含めて、万が一の場合の退避も含めて

う場所に置かれる移動式仮設店舗は、そういう難経路の確保等々について支障がないものかどうかといふものについては指導を行うし、また訓練練もしていくただくということになります。

林遊
臣もおつしやいましたけれども、これ、特に消防法なんかは、このまま放っておいて万が一のことがあると政府の不作為とすら言われかねない問題になつていきます。

るに、駅に必然的に付いているものだから、それはもう駅と同じに扱いますという理解です。あるいは、複合用途防火対象物、そうではなくて、例えばそれは駅ビルみたいなものがそうかもされません。そうだとすると、これ、駅ナカの商業施設について伺いますけれども、例えば複合用防火対象物に指定される場合、後者の場合は、先ほど、スプリンクラーを設置等の義務が課される

安全を確保しなければいけないということになつています。ところが、このコンコースには、そういう普通のコンコースにはスプリングラーの設置は義務付けられていないんですね。

ところが、これ写真見ていただきたいんです。三枚目になりますけれども、これ東京駅と川口駅で撮ってきました。これ、いわゆる移動式仮設店舗です。東京駅のところなんかは皆さん御存じか

という話をしています。デパートやスーパーなくとも、しかもお客様たくさん来ます。コンコースはスズプリンクラー付いているわけですよね、そこについでは、先ほどおっしゃった百貨店とかスーパーについてです。だから、もちろん移動経路に物があることは望ましくはないけれども、それでもスズプリンクラーという設備がある。ところが、駅の場合にはほぼ一年間そこに仮設用店舗があつても、そ

私も、先ほど申し上げたとおり、規制しるとは言いません。そういう訳で、周りとイコールフットティングを持つて、健全な共生とワイン・ワインの関係をつくるということ、それから安心、安全に責任を持つていうことはとても大事だと思つてるので、現状に目を向けて、大臣、立地法の適用の運用の範囲はこれ政令でできますから、こういったところについては検討を加えてい

○国務大臣(世耕弘成君) 今回答弁するに当たつて、私もいろいろ勉強いたしました。大野委員も非常に広範にわたつて勉強されているわけであります。

私は当然これルミネと比べても坪売上倍、一般の小売店に比べて八倍と、圧倒的に有利な特等地にあるということで、いろんなクレームとか要望が来ているんじゃないかというふうに思つて省内確認したんですが、商店街連合会とかそういうたところから全く、ほぼ全然来てない。平成十九年より前は固定資産税は不公平だといふことで来ていたんですが、平成十九年の固定資産税の計算法改定以来はもうほびたつと要望とか不満は余り来ていないという状況です。

ただ一方で、今お話を伺つていて、小売業者の方も実態詳しく述べていないのかも分からぬ。大店法上の扱いとか消防法上の扱いとか、固定資産税の細かい計算の仕方まで理解していないのかも分かりませんので、そういうことがよく業界とも情報を共有しながら、そして駅ナカ商店街というものが本当に実態どうなつているのかということもよく把握をして、必要があるれば関係省庁と連携をして対応を考えていまいりたい。

たいというふうに思います。
○大野元裕君 今日は時間がないのでこれで質問はやめておきますけれども、実はたばこ税とかそういう事業税の問題とかもありますし、まさにおっしゃるのように分からぬところが多いんです。

昨日も実は私の地元の商店街の方々と話して、いや、実はあしたこんな質問をするんだけど、どうって話をしたら、そうなんだよという話が実は出てくるんですね。だけど、何が平等か平等じいやないかすら分からぬ。

右の文章を読むとき、以下の点に注意して下さい。
で、一朝一夕に駅ナカの問題が解決するとは思いつかないのが現実の問題なので、駅前や駅周辺の街並みも高齢化でいろいろ消費意欲も下がりますけれども、それでもお互いにワイン・ワインとなるような方向性を実は見付けていくのが、町中三法もそうでしたけれども、政府の私は役割だといふうに強く思つておりますので、そのことを最後に指摘をさせていただきまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○真山勇一君 立憲民主党・民友会の真山勇一です。

今日は、エネルギー政策についてお伺いをしたいというふうに思つております。

現在、エネルギー政策の見直しが進められていくと、これをまとめた第五次エネルギー基本計画というのが近く決まる予定であります。この第五次エネルギー基本計画の中身について、何点か伺つていただきたいというふうに思つております。

この中で、私、一番ちょっと注目をしたのは、やはりこの言葉です。再生可能エネルギーを主力電源化するというその内容がこの第五次エネルギー基本計画の中に盛り込まれると伺つています。再生可能エネルギーが主力電源化というのには、これは初めて打ち出したものというふうに伺つております。これまで、やっぱり再生可能エネルギーの進み具合というのは非常に注目をしていましたけれども、このエネルギー計画の中でもこれを新しく注目させたということで、大変今回の第五次エネルギー基本計画というのを私、決まるのを楽しみにしているんですけれども、ただ、その一方で、これまでどおり原発というのを重要なベースコード電源というふうに位置付けております。

せつかく、いろいろ今世の中大きく動いてきて、新しい状況が出てきていると思うんですが、

従来の目標が維持されたままでしあうことはなくて、いる。特に電源構成ですね、これについては第四次のところで書かれているのと全く同じ数字になつていてること。第五次エネルギー基本計画の素案これ、新しい時代を目指したものなのだから、やっぱり新しい目標を設定してもよかつたんじゃないいか、そういう声も聞こえます。そんなことから、なぜ、今回再生可能エネルギーについての新しい指摘がある一方で、これまでの四次エネルギー基本計画の中身の例えれば電源構成だと同じ数字をそのまま踏襲したといふこと、その辺の理由をまず聞かせていただきたいと思うんです。

○政府参考人（小澤典明君） お答え申し上げま

――から二〇〇%の水準に到達して二〇%の実績をござりますが、直近におきましては、これまで再稼働を果たした炉が八基まで来ております。順調に進めば玄海四号機の再稼働というのが近々にございまして、九基になる見込みでござります。引き続き、安全最優先の再稼働が課題などとされてございます。

こうした議論を踏まえまして、先日お示ししたエネルギー基本計画の案では、3Eプラスの原則の下、エネルギー政策とそれに基づく対応を着実に進め、二〇三〇年のエネルギーミックスの確実な実現を目指すとしてござります。

○真山勇一君 まだ道半ばであるという、そう言われれば確かにそういう面もあるというふうに思っておりますけれども、その二〇三〇年のエネ

委員御指摘のいわゆるエネルギー・ミックスでござります。これは二〇三〇年を目標とするエネルギー政策の方針としまして、3E・プラスS・安全性の確保を大前提に、経済性、そして気候変動の問題に配慮しながらエネルギー供給の安定性、こういった政策目標をバランス良く同時に達成する姿としてお示ししているものでございます。

その上で、昨年八月から経済産業省の審議会におきまして、エネルギー基本計画の見直しについて委員の皆様に予断なく議論していただきまして

ルギー比率、今答弁いただいたように、原発の比率が二〇から二三・%ということなわけですね。ここで、今、再稼働が現在八基で、これ間もなく九基になるだろうということだったんだですが、今現在の原発、東日本大震災と福島第一原発事故が起きたときは原発は五十四基というふうに伺っているんですが、現状は、今この原発というのはどうな状況になつているんでしょうか。

○政府参考人（村瀬佳史君） お答え申し上げま

た。その中で、エネルギー・ミックスにつきましてはまだ道半ばの状況でございまして、まずはエネルギー源ごとの施策の深掘り、あるいはその対応の強化により課題を克服して、現在お示ししている電源比率など、その確実な実現へ向けて取り組んでいくことが重要とこうようにされたものでございました。

現在稼働中のものは、先ほど委員からも御指摘をいただきましたように、八基となつてござります。原子炉設置変更許可済みのものが六基、新規制基準への適合性審査中のものが十二基、未申請のものが十二基ということでございます。

ざいます。
たとえば、委員御指摘の再生可能エネルギーにつ
きましては、エネルギー・ミックスの一三二から二
四%の水準に対しまして一五%の実績、水力を除
けば七%の実績ということをございます。太陽光
を中心伸長してございますけれども、コストの
低減あるいは系統制約の克服、調整力の確保など
が課題でござります。原子力につきましては、二二

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。
廃炉決定済みのものは十八基ということになつてござります。
○真山勇一君 ありがとうございます。
あの東日本大震災、福島第一原発のときは全部が一回止まつたわけで、それから見ると、再稼働が八基、間もなく九基というようなことですし、

大きな動きはまだやはり原発の再稼働に向かって進んでいるのかなどというふうなちよつと印象も受けるんですけれども。

これは世耕大臣にお伺いしたいと思うんですけど、原発の比率を一〇から二二%を維持するというためには三十基の原発を動かさなくちゃ駄目だというようなことが言わてております。私、いただいた資料によりますと、去年の十二月の衆議院の経済産業委員会でも大臣が、この三十基動かすことなどが可能でそれは達成できるという答弁を行つてあるんですが、これはこういう認識でお変わりございませんか。

○國務大臣(世耕弘成君) まず、このエネルギー・ミックスの数字というのは、何もこの原発を動かしますとか何基動かしますとか、それは原発だけじゃなくて火力発電とか風力発電とか、そういうのを積み上げて作った数字ではないんですね。逆に、きちんと政策的な目標を作つて、まず自給率、今多分七%とか八%だと思いますが、これを二五%ぐらいまで持つていく。電力コスト、電気代がやはり震災前に比べて非常に今高くなつてゐるわけですから、これを少なくとも今よりは下げていくということ。そして、今パリ協定での我々目標も、二〇三〇年の目標を掲げてゐるわけありますけれども、欧米に遜色のない温暖化ガス、CO₂の削減目標をしっかりと実現していく。

この大きな三つの目標に、さらに省エネをしつかり進めるということ、そして原発依存度を可能な限り下げていく、こういうことをぐつと混ぜていろんなパラメーターでバランスを取つた上で、例えれば、風力を入れればCO₂は減るわけですが、電気代は上がります。あるいは火力を入れると今度コストは下がりますけれども、自給率も下がるしCO₂は増えると。そういうもののをいろいろバランスをしながら一〇から二二%という数字を、原発に関しては二〇から二二%だという形で作つていつたわけです。

ただ、その二〇から二二%という数字が全く実現不可能なものでは駄目ですから、じゃ、これ本当

にどうなんだろかということを、これになつて検証をしたのが今お話しの原発を何基という話でありますけれども、これも一〇三〇年時点、エネルギー・ミックスというのは結構ハードルが高いと思うんですけれども、その辺はいかがでありますか。

臣おつしやつた三十基というのは結構ハードルが高いと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○國務大臣(世耕弘成君) ですから、その三十基を積み上げてエネルギー・ミックスを作つたわけでもありますけれども、これを全部稼働すると一七%になります。一方で、四十年経過している原発十九基がありますが、これを全て運転延長をすると二八%，稼働率も八〇%に高めるという前提になりますが、そうすれば大体一七から二八%ということで、今申し上げた二〇から二二%というのはその間にはまつてあるということです。

一応達成可能という説明をさせていただいているわけであります。

○真山勇一君 繰り返しになりますが、二〇から二二%は、何も原発これとこれを再稼働させる、何基再稼働させるということを前提にしている数字ではないということは御理解いただきたいと思います。

○真山勇一君 よく分かりました。ただ、その目標としては数字が出ていると。

それで、大臣の答弁の中でもその三十基、いろいろ動かし方はあると思うんですが、三十基といふ数字は出ていますけれども、ちょっと現実を見ていますと、かなりやっぱり今原発再稼働をするといふことは難しい。つまり、やはり東日本大震災以前と以降では原発に対する考え方というのももう大きく変わつてきているのではないかということを思うんですね。例えば、新安全基準でなければやっぱり認められないとか、それから、やっぱり東日本の教訓として、地方の地元の特に自治体

は避難計画というものをとても重要視していますね。新潟なんかもやっぱりそういうことで、今問題が続いているということになつています。

それからあとは、やはり日本の自然的な立地条件として、幾つかの原発は活断層の上にあるといふにも言われておりますし、また大きな地震がいつあるかも分らないというような状況の中で、本当に安全に原発が再稼働していけるんだろ

うかという不安というのをやはりあると思うんですね。

売電力量がどのぐらいの量になつてきているのかなというようなことを、資源エネルギー庁の資料を作つていただいて、いただいたものです。

この数字をグラフ化したものが下のグラフなんですが、これ見ていただけるとお分かりのよう

に、電力総需要つてやっぱり減つてきているわけですね。それから、その一方で、ですから当然電力十社の販売電力量も減つていて。だけれども、見ていただきたいのは、右側のその新電力の販売量ですね。これ、劇的にここへ来て増えてきている。

やっぱり、最近テレビなんかのコマーシャルとかいろんなところで見えていても、新電力のそういうコマーシャルも何かあるようですし、新電力、本当にどこまでやれるのかなという、そういう懸念もありましたけれども、こうやって見ていると、新電力捨てたもんじやない、悔れないなといふくらい大幅に増えてきているということですね。

これ、十社と新電力の電力量を足すと総需要に足りなくなつてますけれども、これは資源エネルギー庁に説明を求めたら、これは自家発電とかで、特に大きな、例えば産業界用としても、それから民生用にしても、電力が不足しているといふことはあるのでそういう分でカバーしているんですから、取りあえず必要な量はこうやって何とかカバーできてきているというふうなことを言つていています。

これだけやっぱり新電力というのが伸びてきてるというの、意外といえれば意外な感じもしないでありますけど、だから、取りあえず必要な量はこうやって何とかカバーできてきているというふうなことを言つていています。

これがまだいけば、これ、かなり新電力といふふうに私は思ふんですね。

まず、私がお配りした一枚目のブルーとオレンジの棒グラフが書いてある資料を見ていただきたいのですが、これ、資源エネルギー庁からいたたいたものです。実は左上に書いてある数字をこれでグラフ化したんで、どちらが見やすいかという点で、ちょっと左上の数字を見ていただきたいんですけど、これは電力総需要、二〇一〇年から一六年まで、それから電力十社の販売電力量、それから

エネルギーの動きが出てきているということがあれば、今回の第五次エネルギー基本計画でやはりこの辺りを是非組み入れて、原発、先ほどから御説明は聞いていますけれども、この辺り本当に原発このままというよりも、こうした自然エネルギーの方をこれから重視していくくというような考え方といふものは今回持つておられるんでしようか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。

まず、委員御指摘のとおり、全面自由化を一年前に実施いたしまして、それに先立つ二〇〇〇年からは部分自由化も開始いたしまして、そのような中で新電力の比率が上がってきて、着実に増加しているというのは事実でございます。

他方、この新電力といふものの電源でございますけれども、新電力は、自ら電源を持つていて、うな比較的大きめの新電力もありますけれども、旧一般電気事業者、いわゆる大きな電力会社の電力を調達して、その電気を売っているという新電力も多くございます。実際に、常にバックアップという形でバックアップ電源としての電力を大手の電力会社から供給をされて新電力が販売しているという実態もござります。

したがいまして、電力十社の販売部門の販売量がトレンドとしては下がっているわけでございますけれども、だからといって、一般電気事業者が持つていてる発電力が要らなくなると、こういうことではないということは御理解をいただければと思います。

新電力の中にも、今御指摘のあつたような再エネの電気を売っている会社もありますけれども、マーケットから調達をしてその電気を売つている、若しくは相対で再エネ以外の火力電気を売っている新電力もいると。先ほど申し上げたように、一般電気事業者、大手から調達している新電力もいるというようなことで新電力が更に伸びていけるような取組を、市場整備を国としてもしっかりとやりたいということで考えていくところ

もちろん、再エネにつきましても、先ほど御指摘いただいたように、エネルギー基本計画の中で主力電源化を目指していくことのようことで今御議論をいただいているわけでございますけれども、しっかりと再エネ自体の導入促進ということとで様々な取組を進めさせていただきたいと、このように考えてございます。

○真山勇一君 その一方で、もう一つ現実の問題を見かねると指摘させていただきたいのは、再生可能エネルギー、やっぱりこれは本当に原発に比べるとなかなか効率というのが悪くて、なかなかこの辺がネックになつていてるということもあります。安定供給をどうやってやつっていくか、これが大きな問題だというふうには思うんですけども、ただ、今現実を見ていると、再生可能エネルギーの方も飛躍的にいろいろ進歩というか、革新的な技術開発が進んでいることがあるわけですね。

二枚目の太陽電池の変換効率の推移というのと風力発電の大型化と発電コストの推移という表を見せていただきたいんです、やつぱり太陽電池の場合、現在使つてある太陽光パネルというのの大体熱効率が二〇%ぐらい、良くてももう一二ぐらいいと言われていますけれども、最近これ見ていますと、二〇一七年ではもう一六・七まで上がってきているということで、このシリコン系太陽電池のパネルも飛躍的にやつぱり熱効率が良くなつてきてているということがよく分かります。

これが良くなればなるだけやはり太陽光発電の不安定さも多少は解消されてくるというふうに言えると思いますし、下の風力発電を見ていただけたところ、これはプロペラ、ローターを大きくすれば当然発電量を大きくするということで、技術革新で大分大きなこのローターの風力発電の設備が出てきているということが言われています。

ただ、大きなローターというのはいろいろ逆に問題もあるかもしれませんね。それだけ音、例えば低周波の音が大きくなるとか、それからロー

ターゲットが大きくなる、プロペラが大きくなるんだだからやつぱり場所をきちんと確保しないと駄目だと、立地条件がいろいろあると思いますけど、でも、確実にこういうふうに自然エネルギーのいわゆる設備というのがどんどんどんどん進化をしてきているというふうに言われるわけです。それからもう一枚、最後の写真を見ていただきたいんですけど、これが、私もちょっと今回、エネルギー、今どのくらい、どういう技術革新が行われているのかなということでネットで拾ってみきましたら、上の写真見てください。これが実は風力発電の設備なんですね。羽根のない風力発電機これはスペインの会社が開発したものらしいです。仕組みは、新しいものなので、多分、世耕大臣はこういうものお好きだからよく御存じかもしませんけど、何か空気の流れを利用して、ローターを回すんじゃなくて、何かこの柱の根元にある磁石で電気を起こすという、そういう画期的な仕組みですね。高さがこれ三メートルぐらいでいいんだそうです。

ただ、この写真みたいにこういうものが、三メートルのただ柱がいっぱい立っているとちょっと異様な雰囲気もしますけれども、例えばこの下の土地を公園にするとか、いろいろ利用で風景変えれば、これもまた一つの何かモニユメントになるような気もいたします。

それから、下を見てください。これは、オランダといえば風車で有名なところなんですが、オランダで今実験をしている風車がない風力発電装置について、これ大きなアーチの二つのドームツミみたいなのがありますけれども、その間が空洞になっていて、そこを通る風によつて電気が起るような、そういう仕組みになつていて、どうも言つております。

この周りの大きなアーチは利用価値があつて、例えばジエットコースター造るとか、それからホテルとかレストラン街、ショッピング街を造るともできるんだよということを言つております。

これ、高さは百七十四メートルというから、かなり大きなものですから、遠くからでも見える。横にあるビルなんかと比べると大きさは分かると思うんですねけれども、そういう形のものも今オランダで考えられているということですね。

これらはまだ今実証実験の段階あるいは実験の段階ということなので、まだ実用化にはこれから先があると思うんですけど、こういうものもいろいろあるわけですよね。きっと、世耕大臣、これ以外にも、いや、実はこんなのあるんだというのは御存じかもしれません、私はこんなを探して、こうしたもの、やはり新しい風力とか太陽光発電のシステムの何かものを日本も積極的に考えること、必要じゃないかというふうに思っていますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(世耕弘成君) おっしゃるように、再生可能エネルギーについては、まず、その発電技術そのものを高効率、低コスト化していくことが重要です。

もう一つは、やはりどんな風が吹くところでも、どんな太陽がかかるか照りのときでも、風がやんわり疊つたりということがあるわけですから、これ必ず調整力というのが必要ですね。今のところ、これ残念ながら再生可能エネルギー導入の先進国であるドイツでも、ここは石炭火力に頼っている。日本でも調整力はやはり石炭火力になってしまうという面があるわけありますが、これをどういう調整力を開発していくか。

発電 자체の効率を上げていくことと調整力をしっかりとつくっていくことが重要だと思っていまして、例えば、その発電の高効率、低コスト化という意味では、太陽光については、日本発の技術として低コスト化やパネルの軽量化が期待されれるペロブスカイト太陽電池というそうですが、こういった技術開発が行われているところであります。これは、高効率化だけではなくて軽量化が実現すると、例えば、メガソーラーだけではなくて、これまで建物の強度の関係から建物の上に設置できなかつたようなところにも太陽光パネルが

えば本年三月三十日の第八回エネルギー情勢懇に
おいて日立会長の中西宏明委員、中西さんは次期
の経団連会長に内定をされている方でありますけ
れども、以下のように述べておられます。福島は
大変に重い現実であるということを否定は一切し
ませんけれども、もうそろそろ好きだ嫌いだとい
うような観点で議論するのから脱したい、原子力
は可能な限り低減するという制限は、私はやっぱ
りちょっと非常に抵抗感しますと、これ委員が
言つているんですよ。だから、可能な限り低減と
ころか、福島事故の被害とか賠償とかを事実上脇
に置いて、福島事故の原因究明もまだ途上な中で
原発推進を加速、継続しようという意図があから
さまであるんですよ。だから、可能な限り低減と
ころか、福島事故の被害とか賠償とかを事実上脇
に置いて、福島事故の原因究明もまだ途上な中で
原発推進を加速、継続しようという意図があから
さまであるんですよ。

政府が後押しするイギリスへの原発輸出プロ
ジェクトを進めているのも、これ中西さんが会長
を務める日立であります。今日の報道では、この
プロジェクトに対して、資源エネルギー庁が日本
政策投資銀行に七百五十億円の出資を要請したと
いうことも報道されているわけですね。

こうした中で、政府は二〇三〇年の位置付けも
変えずに、さらに二〇五〇年も事実上原発維持と
いう計画案を示したわけであります。これ、私
は、こういう二〇五〇年の、二〇三〇年、五〇年
も含めたエネルギー基本計画はこれ絶対決定すべ
きでないということをきちっと言つておきたいと
いうふうに思います。

この政府の原発固執、再稼働推進のメッセージ
に呼応して、特に最近再稼働をどんどん進めてい
るのが関西電力であります。関電は、今年に入っ
てから、三月に大飯原発二号機を、今月四号機を
再稼働させました。昨年再稼働した高浜三、四号
機と合わせて、福井県内で隣接する四基が同時に
運転することになります。新規制基準の下で再稼
働した五原発八基のうち、関電の原発が半数を占
めるということになります。

私は、昨年十一月に福井県に行きました、大
飯、高浜原発の立地自治体、周辺自治体であるお
おい町、高浜町、小浜市、若狭町の住民の方々か

ら直接話を伺つてまいりました。口々に語られた

のが、立地自治体ではないが原発に近接をしてお
り、事故が起きたら直接被害を被る周辺自治体住
民の皆さんからの再稼働反対の声であります。

小浜市の内外海地区は、おおい町にある大飯原
発から半径五キロ圏内にあり、若狭湾の対岸挿ん
で原子炉の屋根がくつきりと見えるほどの近さに

あります。東京新聞が今月の大飯原発四号機再稼
働前に小浜市で原発から半径五キロ圏、PAZ内

にある全戸を対象に実施した意識調査、今日、二
枚目の資料に付けましたけれども、ほぼ半数が再
稼働に反対をされております。八割以上が廃炉を

求めていたということも分かりました。反対理由
は、やっぱり避難計画に不安があると挙げた人が
最も多かつたわけなんですね。こういう小浜市の

ような立地自治体ではないんだが原発に最も近い
住民の声というのは、これ反映させる、再稼働駄
目だといつてもそれを反映させる仕組みそのもの
がないということなんですね。

三月の二十九日に、日本原子力発電、原電は、
東海第二原発の再稼働や運転延長に関し、東海村
のほか半径三十キロ圏内の五市から事前同意を得
るとする新たな安全協定をこれ締結をいたしまし
た。立地自治体だけではなくて、五市の一つでも
これは反対すれば、これ再稼働が事実上できない
ということになるんですね。

大臣にお聞きしたいと思うんですけど、先ほど
触れた東京新聞の意識調査に対して、これ小浜市
の七割近くの住民がこの同意権が必要だというふ
うにも答えてるんですね。東海第二原発の例の
ように、これ少なくとも緊急時の避難計画の策
定が義務付けられるような半径三十キロ圏の住民
に再稼働の同意権を与えるのは私は当然だとい
うふうに思います。

この政府の原発固執、再稼働推進のメッセージ
に呼応して、特に最近再稼働をどんどん進めてい
るのが関西電力であります。関電は、今年に入っ
てから、三月に大飯原発二号機を、今月四号機を
再稼働させました。昨年再稼働した高浜三、四号
機と合わせて、福井県内で隣接する四基が同時に
運転することになります。新規制基準の下で再稼
働した五原発八基のうち、関電の原発が半数を占
めるということになります。

私は、昨年十一月に福井県に行きました、大
飯、高浜原発の立地自治体、周辺自治体であるお
おい町、高浜町、小浜市、若狭町の住民の方々か

ども、各原子力発電所ごとに各地域の経緯や事情
は様々でありますて、地域によつては以前から実

質的な事前了解の対象に三十キロ圏内の周辺自治
体も含むケースがあるなど、その内容や範囲は必
ずしも一律に定まつてゐるものではないといふ
うに認識をしています。

したがつて、今回の東海第二原発のケースが特
別というわけではなくて、電力会社と自治体の信
頼関係の下、その地域の実情に応じて新たに安全
協定等を締結したものと認識をしています。な
お、地元自治体の同意は、法令上、再稼働の要件
とはなつております。

いずれにせよ、各電力会社においては、自治体
との信頼関係を大切にしながら必要な対応を誠実
に行なうことが重要だと考へております。

○辰巳孝太郎君 や、少なくともこれ本当に必
要だと思いますよ。

今、関電は、建設から四十年を過ぎて原子力規
制委員会が二十年の運転延長を適合とした高浜
一、二号機についても、来年秋の再稼働を目指し
て対策工事を進めております。

二〇一六年の八月の二十七日に実施をされた大
量の放射性物質が放出される過酷事故を想定した
広域避難訓練、これが行われたんですけども、
ここでとんでもないことが起こったやつたわけで
すね。ヘリコプター一機による訓練を予定してい
たんですが、これ悪天候によりまして、このうち
一機がこれは出動できないということになつ
ちゃつたわけですね。陸上自衛隊のヘリが飛ばな
かつた、船も動かなかつたと。道路を使うという
ことになりましたけれども、結局、これ原発に向
かつて避難すると。半島の付け根部分に高浜原発
がありますから、これ道路一本しかないというと
んでもない事態が起つてしまつたわけであります。

その二か月後の十一月の十八日にこの音海地区
の自治会は、一自治会ですよ、一、二号機の運転
延長に反対する意見書を採択をして、関電と町、
県に提出をしたわけであります。これ、避難訓練

そのものがもう成り立つていないのでありますよ。こ
れは不安だと、当然の話だと思うんですね。

政府に聞きますけれども、避難訓練を受けて、
二〇一七年の十月の二十五日に、この高浜地域の
避難計画を取りまとめた緊急時対応というのが改
定をされました。今日、三枚目の資料にも付けて
おりますけれども、まあ大失敗だった、機能しな
かつた音海地区に關係する部分でどのような改定
が行われたのか、紹介してください。

○政府参考人(山本哲也君) まず、訓練でござい
ますが、平成二十八年八月に実施した訓練、これ
は三十キロ圏が三つの府県にまたがりますので、
福井、滋賀、京都、それから私ども内閣府が共同
して高浜発電所を対象に実施したものでございま
す。

○政府参考人(山本哲也君) まず、訓練でござい
ますが、平成二十八年八月に実施した訓練、これ
は三十キロ圏が三つの府県にまたがりますので、
福井、滋賀、京都、それから私ども内閣府が共同
して高浜発電所を対象に実施したものでございま
す。

先生御指摘のとおり、当日の天候悪化によりま
して、特に音海地区につきましてはヘリ一機によ
る避難訓練を予定していたわけでござりますが、
そのうち一機はもちろん飛んだわけでありますけ
れども、もう一機は飛ばずに、あらかじめ用意を
しておりました代替手段で実施をしたものでござ
います。

先生御指摘のとおり、いろいろ、避難手段とい
うのは一つに頼るんではなくて、あらかじめ代替
手段を用意をして、その状況に応じて選択をして
いくということが極めて大事でございます。そう
いう観点から、この訓練においても、あらかじめ
用意した代替手段で訓練を実施をさせていただい
たものでござります。

それで、今御指摘の、その訓練の結果を踏まえ
てどう改善をしたかといったところでございま
す。これの訓練の成果報告書については、平成の
二十九年の二月に取りまとめております。それを
踏まえる形で、今御指摘ありましたように、平成
二十九年の十月に高浜地域の緊急時対応の改定を
行つたところでござります。

それで、特に先生御指摘ありましたヘリコブ
ターの点でございます。当然、訓練の成果報告書
の中では、ヘリの運用改善とか、さらには、それ

らが難しい場合の屋内退避施設の充実などが課題として挙げられました。

そのために、この音海地区については、こういふう実動組織の方々のヘリが早期にこの地域に近づくことができるよう、必要に応じて警戒事態の早期の段階から原子力施設近傍のヘリポート（地）これは実際には若狭ヘリポートと呼びますけれども、こういったところにあらかじめ待機させることによって、天候が回復しましたら直ちにヘリポート、ヘリに飛来ができるという対応、体制を取つてまいります。

うやつぱりこれ天候に左右されちゃうわけですよ
ね、どうしても。
音海地区に屋内退避施設が一つ加わったと言いますけど、これ別に放射線防護施設でも何でもないですから、普通の小学校ですから、それ一つ加えただけでしょ。トンネルの話もありましたけれど、これトンネルの出口は原発近くですからこれ何も解決もない、対策にもならないと。自衛会の皆さんのお心は全く払拭されないというのが実態なんです。

政府としては、様々な御意見にしっかりと耳を傾けながら、原発の重要性やその安全対策、原子力災害対策などについて皆さんの理解が深まるよう、様々な機会を利用して国民や地域の皆さんに、対して丁寧に説明することが重要だというふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 全く理解されないというのを感じます。熊だというふうに思います。

今日は、東京電力の小早川社長にもお越しいただきました。

作年五月ご東電が申請を（大臣が認定を）いたしました。

な責務であると考えております、その責務を全うするための電源調達手段として東海第一発電所からの受電は有望であると執行側で判断し、取締役会への報告を経て、会社として東海第二発電所に対する資金支援の意向を文書で提出したものでござります。

○辰巳孝太郎君　いや、ですから、東京電力が原電を支援しなければ、これ、原発は動かないですよ。つまり、駄目なんですよ。規制委員会が、資金の援助ないと無理ですよ。つまり、これ電が原発を動かすことと同意なんですよ。司:ここで

それからもう一つは孤立化対策ということです。先ほど言いましたような天候悪化のためにヘリが来ない場合については、屋内退避施設を充実させることでござります。これまででも、既に音海小中学校を対象に放射線防護対策施設を用意をしてございます。これは町民の方が全員入れるぐらいの容量を持つておりますけれども、新たに一定の遮蔽効果のあるコンクリート建ての建物も追加をして、屋内退避施設の充実を取り組んでいるところでございます。こういった改定内容をいたしました。

さらに、このほかにも、先ほど御指摘があつたこの音海から避難をするために、小黒飯というところに、発電所に向かつて避難をする経路になるわけでありますけれども、そこで新たにトンネルを開通させる工事をして、今年度内にその開通を目指すというふうに承知しているところでござります。これによりまして、音海地区の住民の特に陸路による避難経路の充実強化が図られるということになるかと思つております。

の十二月に音海地区にも伺いました。直接住民の皆さんからお話を聞きました。皆さんには、高浜原発のすぐ真ん前の道路をバスで逃げなさいなんて、音海の人たちの気持ちを全く考えていない、あり得ない、船で逃げるにしても自衛隊の船が接岸できる岸壁がない、机上の空論などと、およそ現実的な計画ではないということで悲鳴の声が上がりました。意見書を提出した後、地区内には高浜原発転延長反対と大きく書かれた看板が計一ヵ所設置されておりますけれども、うち一ヵ所は、つい先日ですよ、五月の十日に地区北部の釣り場に至る県道沿いに建てられたばかりであります。

大臣、このような、不安ばかりだと、避難計画があつても不安ばかりですよ、結局、実効性もないと。これでは自分たちの命が守れないとして、立地自治体の中の原発の一番近くの地区の住民が自治会ぐるみで反対をされています。このまま運転延長、再稼働なんて私はとんでもないと思ううんです。

新々総合特別事業計画には、福島原子力事故への対応こそが東電の原点であり、福島への責任を果たすために東電が存続を許されたということは今後も不变である。東電はこの使命を肝に銘じ、福島始め被災者の方々が安心し、社会の理解得られるよう万全を期すとともに、廃炉も含めた事故の責任を全うしなければならないとあります。

ところが、本年三月三十日に、日本原電が有する東海第二原発の再稼働に当たっての新規制基準対応工事費用一千七百四十四億円について、原電の筆頭株主である東電が資金支援を行う意向があると表明をいたしました。資料四と五に依頼とその回答を付けさせていただきました。

社長にお聞きしますけれども、これ結局、何ですか。これ結局、つまり東電の支援がなければ原電は東海第二原発を再稼働できないと、こういうことなんですか。

○参考人(小早川智明君) 御回答申し上げます。

日本原電さんが当社の支援がなければ再稼働ですか。

とでしよう。東北電力と東京電力、東京電力は八割ですから、受電比率は、東電が支援しなければ動かないということは、東電が再稼働することと同じことじやないですか。どうですか。

○参考人（小早川智明君） 繰り返しになりますが、当社は、お客様に低廉で安定的かつCO₂の少ない電気をお届けすることが電気事業者として重要と考えており、その事業を全うするための電源調達手段先として東海第二発電所からの受電は有望と考えております。その趣旨から、電源を調達する手段として意向を表明したものであり、引き続き総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。

○辰巳孝太郎君 いや、そういう、安くなるとか、そういう話じやないんじやないですか。これ、新々経特にあるとおり、国が東電の存続を許したのは、賠償と廃炉作業を進めて福島の賠償の責任を果たすためですね。福島事故を起こした東電に他社の原発再稼働を支援する資格は私はないと思いますよ。これ、絶対許したらあきません

それで、いずれにしても、この避難計画には璧な終わりはございません。それで、今年の夏頃には大飯と高浜を対象とした国の訓練を実施することも予定してございますので、こういう訓練を通じて課題を抽出して、継続的な改善に取り組んでいきたいというふうに考えております。

大臣、閣電に対して、住民の同意のないまま再稼働しないように指導すべきじやないですか。
○国務大臣(世耕弘成君) 避難計画の実効性あるいは技術的な面については、これは内閣府防災あるいは規制委員会で判断されるものだと思います。けれども、その上で申し上げれば、原発の再稼働を含めて、原子力エネルギー政策についてはいろんな御意見があると承知をしております。

きないかどうかは私がお答えするべき立場にござりますが、経緯御説明申し上げますと、当社は、日本原電から東海第二発電所の新規制基準対応工事を実施するための資金調達を行ふ際に資金支援をする意向を有している旨を書面で表明するよう依頼を受けました。これに対しまして、当社は、お客様に低廉で安定的かつCO₂の少ない電気をお届けすることが電気事業者としての大き

大臣、これ、私は、新々繪特にも示されたとおり、やっぱり最優先されるべきは福島の賠償だと思います。実上の国有化されていますからね。これ、やっぱり被災された方々の心の痛みにしつかり向き合って、東電に対して原電の支援など許されないと、いうメッセージ発するべきじゃないですか。

○国務大臣(世耕弘成君) 東海第二原発への資金的な協力については、東電などの受電会社が自らの経営責任において判断すべきものと考えています。

今御指摘の新々総特においても、東京電力は、賠償や廃炉の責任を貫徹するために更なる経営の健全化を進めていくことが求められています。今回の資金的な協力についても、小早川社長を始め東電経営陣が経営健全化に取り組む立場から、経営上のメリット等を総合的に勘案し判断したものというふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 そういう言い方は、納得、絶対福島の方はされないと思いますね。

私は、再稼働に反対する多数の国民世論に応えて、今こそ原発ゼロにかじを切るべきだとということを申し上げて、質問を終わります。

○委員長(浜野喜史君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松村祥史君が委員を辞任され、その補欠として二之湯武史君が選任されました。

○石井章君 日本維新の会、石井章、通告に従いまして質問したいと思いますが、先日の商工中金の問題で質問したいんですが、先日の二十四日に商工中金が発表しました二〇一八年三月期の連結決算では、純利益が前期比で一五%増の三百七十三億度重なる不祥事があつたにもかかわらず、八十五億差引しましても二期続けて最高益を更新したということあります。しかし、実質業務純益は四百十三億円と、これは二・六%減つております。低金利という厳しい環境により予断を許せない状況にあります。そして、今、貸付けの残高は八兆六千億ということでありますけれども、この二十二日には、昨年の十月の業務改善命令を受けまして、業務改善計画を政府に提出されております。

その中身は、国内外の百店舗のうち三割を閉めると。そして、大都市圏内においてはいろんな業務を本部の方に一括移管したり、あるいは店舗の運営効率化を進めるということで、社外取締役を過半数として取締役会などへの監視機能を強化するとしております。昨年は一兆円程度だったリスクが高い企業向けの貸出残高を二一年度までに三兆円と伸ばすことになっておりまして、今後の四年間で真に中小企業への貢献するための金融機関をを目指すということになります。

そこで、商工中金の業務改善計画に関する、自身についてます質問いたしますけれども、取締役七人のうち四人を社外取締役にし、監査役も四人中三人を社外にすることで、外部人材による経営監視の強化を図るとともに、副社長二人を二人から一人にする、そして生き抜きの常務執行役員を起用するということになります。その結果、財務省出身の稻垣副社長一人が退任すると。正副社長の座から天下りが排除されているのもこれ一つの効果であるかと思います。

しかし、取締役専務執行役員には元経産省審議官の銀治氏が就いて、常務執行役員には財務省出身の河野氏が就任されるということです。これは、報道によりますと、関根社長から両省庁にお願いされて、この二人の起用に社長自らが関わって、どうしても入つてくれというような内容と、いうように我々の方には伝え聞いておりますけれども、その辺についてお伺いしたいんですけども、世間では、所管省庁の出身者の役員登用については批判的な意見も多数存在します。

関根社長は、役人の登用によってどのような効果を期待されているのか、具体的にお聞かせください。よろしくお願いします。

○参考人(関根正裕君) 今回の商工中金の取締役候補につきましては、新たなビジネスモデルを実現していく上で最適な体制を構想し、それにふさわしい人材を適材適所の観点から選任いたしております。

今回、経済産業省及び財務省からの出向者を選んでおりました。これまで商工中金が景気に左右されることはなくミドルリスク融資に地道に取り組み、仕上げていくため、私の方から政府に対して取締役の派遣をお願いしたものですござります。

○石井章君 ありがとうございます。

非常に限られた時間の中で改革の再生実現には大きな困難が伴うんじゃないかと私は思っています。

特に、有識者委員会が示しているミドルリスク融資に特化したビジネスモデルへの転換は大きな課題でもあると思われますけれども、その実現に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

○参考人(関根正裕君) まず、ビジネスモデルの実現に向けての取組ですけれども、まず役職員の行動規範となるクレジットポリシーを策定いたしました。その中で、顧客との信頼関係構築と深化を図り、事業性評価を通じて顧客との課題共有を図った上で、顧客へのソリューション提供を行なう。この三つのステップで取り組むこととしております。

そして、縦割り組織を排除し、風通しを良くし、営業店が必要としている機能別に関係部を統括する本部制を導入いたします。また、重点分野のソリューション提供を強化するため、本部専門部署の人員を増強し、営業店をサポートすると同時に、営業店の職員の教育、研修体制も強化しております。

また、外部人材や外部機関の専門的な能力と機能を活用するとともに、地域金融機関との信頼関係に基づき、連携、協業をいたします。

以上の取組によりまして、あるべきビジネスモデルを実現してまいる所存でございます。

○石井章君 ありがとうございます。

私は、経営の振るわないミドルリスク先への貸付けについては、本来、地域の産業振興を担う地銀も大きな責任を担うべきだと考えております。

しかし、現実は、景況感の良いときには地銀などは融資をどんどんします。しかし、一旦景気が終れば、たちまち民間金融機関は、いわゆるプラス合意じゃありませんけれども、蛇口を絞つて融資が閉ざされてしまうことが今までありました。

その中で、これまで商工中金が景気に左右されることはなくミドルリスク融資に地道に取り組み、本当に困っている中小企業を助けてきたという実績と経験をこれ有しておるのも事実であります。

今まで、これは戦前ですけれども、昭和十一年当時の昭和恐慌の余波により、財源確保に逼迫したことなくミドルリスク融資に地道に取り組み、企業を実際に助けなければならぬということです。さきの質疑でも私申し上げましたが、民間金融には救えなかつた中小企業とその従業員の暮らしを守ってきたということも今までの成果として私は評価します。

そこで、社長にお伺いしますけれども、商工中金の中小企業のセーフティーネットに関する役割についてお伺いいたします。

○参考人(関根正裕君) ありがとうございます。

今委員から御指摘ございましたように、商工中金は中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関でありまして、業績の良いときも悪いときも支えてくれる雨の日の傘であるというお客様の信頼の上に成り立つているというふうに理解しております。この信頼を裏切るつもりは毛頭なく、引き続き中小企業のセーフティーネットとしての役割を果たしてまいりたいと存じております。

また、今回、ビジネスモデルを経営支援総合金融サービス事業に転換いたします。これは、借入返済の負担が重く、営業キャッシュフローと返済のミスマッチを解消したい層、赤字など財務収支

上の課題を有しており、金融正常化を図りたい、収支を改善したいというお客様等に、信用リスク管理を高度化しつつ、具体的にソリューションを提供することで、中小企業が経営上の課題に直面して困難などに、これまで以上に有益な知恵と生きた資金を提供してまいります。

のは皆様も御存じのとおりであります。
しかし、商工中金の一連の不祥事に伴い、危
れ对应融資については災害对应に限り存続が認め
れたわけでありますけれども、必要かどうかをを
証すべきだともされ、今後、不要との判断がな
れる可能性もあるわけであります。さきに述べ

検討会の提言では、この危機対応業務の発動をリーマン・ショックや大規模災害時の真の危機に限定するべきだというふうにされておりまして、こうした真の危機のときには、しっかりとその実施状況をモニタリングしながらこの危機対応融資制度

エネルギー資源の大部分を海外に頼る我が国は、限られた燃料資源の有効な利用を図ることが必要です。平成二十七年に策定した長期エネルギー需給見通し、いわゆるエネルギーミックスでは、石油危機後に実現した省エネと同程度のエネルギー消費効率の改善を必要とする、極めて野心的

加えて、リーマン・ショックや大規模災害等の真の危機時には、引き続き指定金融機関として危機対応業務を実施してまいります。

とおり、危機対応融資の制度化により、多くの中小企業を助けています。その精神が、この事件でもあります。

度を運用していきたいというふうに思つていてます。
これに加えて、昨年、信用保険法が改正をされまして、今年四月から、大規模な危機が起つた。これは全国一括り一つの民間金融機関を規制する法律

的な省エネ対策を掲げています。

民間の金融機関でずっとよく例えは商工中金さんのこととかあるいは国民生活金融公庫さんのことを民営圧迫だとか言っていますけれども、いざとなつたら彼らはお金貸しませんので、やつぱりたとえ財務諸表上赤字であっても、これは何とか貸してあげようという気持ちを忘れないでいただきたい。

このよな不満の事態にナ
は私は存続すべきだと考え
臣のお考えをお聞きします。
○国務大臣(世耕弘成君) 今
は、今年一月にまとめられ
工中金の在り方検討会、こ
るわけであります。その相

ときには全国一律で一〇〇%保証である危機関連保証制度が施行をされています。これによつて、大規模な危機が生じた際には一〇〇%の信用保証が、一つ一つの業種指定を経ることなく、全業種で素早く発動されるようになつています。

こういった制度を使いながら、先ほどから御指摘の地銀を始めとする民間金融機関がどういう貸し出し

する。なるエネルギー消費效率の改善に向けて、事業者単位の取組に加えて、複数の事業者が連携する省エネ取組を促進する必要があります。また、貨物輸送については、特に近年のネット通販市場の成長に伴い、小口輸送や再配達によるエネルギー消費の増加が懸念される点に対応する必要があります。

民間は赤字ではもう貸しませんから、税理士さん
の力を借りて、多少黒字にしながら何とか貸し
てもらいやすいようにしているところもあります
けれども、合法的にですよ。まあそういうことも
含めて、やっぱり、多少いろんな問題はあったに
しても、使命は民間と違うということを、是非社
長の卓越した手腕の下で組織としての意識改革を
推し進めていただきて、民間金融機関にできな
い、商工中金だからこそできるんだということが
を、セーフティーネットとなることを含めて、再
生を期待しておきたいと思います。これは私の希
望であります。

シヨックのような大規模な景
況をもつた一方で、委員御指摘の
ように、災害対応を含む危機事象
として、いわゆる危機事象が
あります。それともう一つは、やはり
達成のために使っていた、被
害者に対する補給については、災害時など
することとなりました。そして、抜本的な見直しを今年一
年であります。

付委勢で危機のときに臨むのか、そのパフォーマンスがどの程度向上するのかをしっかりと今後検証をするこことによって、この真の危機のときに商工中金が危機対応業務を実施する責務が今後も引き続き必要かどうかを検証していくことが重要だと考へております。

○石井章君 大臣がおっしゃいました今政策に関しては期待を申し上げまして、私の質問を終わりにします。

○委員長(浜野嘉史君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

ありがとうございます。

本法律案は、こうした課題への対応に必要な措置を講ずるものであります。

時間もないのに、最後に、世耕大臣に御質問したいと思います。

るいは東日本大震災といつた
さにこの眞の危機が生じた坦
企業に対して十分で迅速な姿
うことが非常に重要だとい
す。現に、リーマン・ショ
四・八兆円、東日本大震災で
二兆円の危機対応融資が商工
會で、これによつて窮地を脱
營者が数多くいるといふこと
事実として認識しなければ

○委員長(浜野喜史君) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題としたいたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。世耕経済産業大臣。

○國務大臣(世耕弘成君) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申しつけます。

これらと同様の措置を、運輸部門についても講じます。

第二に、貨物輸送の更なる省エネを促進するため、現行法の荷主の定義を見直し、貨物の所有権を問わず契約等で輸送の方法を決定する事業者等を荷主としてすることで、ネット小売事業者を法規制の対象に確実に位置付け、省エネ取組を促します。さらに、貨物の到着地点における荷待ちの課題に対応するため、到着日時等を適切に指示できる貨物の荷受け側を準荷主と位置付け、荷主の省エネ

政治小説の歴史

以上が、本法律案の提案理由及び要旨です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください
ますようよろしくお願ひ申し上げます。
○委員長(浜野喜史君) 以上で趣旨説明の聽取は
終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたしま
す。

○委員長(浜野喜史君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
エネルギーの使用的合理化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浜野喜史君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔委員長（浜野喜史君） 御異議ないと認め、さよ
り決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十一分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発再稼働をやめ、エネルギー基本計画の見直しで再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることに関する請願(第一四二一号)

第一四二二号 平成三十年五月十四日受理
原発再稼働をやめ、エネルギー基本計画の見直し
ことと再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させる
ことに関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町
外百九十七名 齋藤広行

現在、経済産業省において、国のエネルギー政策指針となるエネルギー基本計画の見直しの議論が進められている。しかし、二〇一四年の現行計画をおもね踏襲し、二〇三〇年度に必要な電力を二〇～二二%を原発で賄う目標を維持する方針としており、原発ゼロを要求する国民全体との逆行している。二〇一四年に現計画をまとめる際は、意見公募（パブリックコメント）で寄せられた約二万件の大半は脱原発を求める意見でしたが、計画には全く反映されなかつた。しかしながら、ベースロード電源構成比の二〇～二二%を原発電に依存することは、現在の原発を全て稼働させることができると前提とされるものであり、到底認められるものではない。福島第一原発事故から七経過したが、いまだ事故は収束せず、様々な苦しみと被害が続いている。「もう二度と原発事故は御免だ」が国民共通の強い思いである。福島第一原発事故以降、世界では脱原発にかじをいる国が相次ぎ、日本においても節電や省エネの取組が広がっている。また、太陽光発電など普及により、再生可能エネルギーの割合は増加している。原発事故後、二年近く原発の稼働がゼロになつたが、電力供給に問題は生じない。今こそ原発に頼らないエネルギー政策へ転換が求められている。

については、次の事項について実現を図られた

エネルギー基本計画の見直しに当たつて、再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることが可能エネルギーの比率をやめ、原発ゼロを目指すこと。

原発再稼働をやめ、原発ゼロを目指すこと。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案

目次

- 工エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

〔次

　　第一章　総則(第一条・第二条)

　　第二章　基本方針等(第三条・第四条)

　　第三章　工場等に係る措置等

　　第一節　工場等に係る措置

　　第一款　総則(第五条・第六条)

　　第二款　特定事業者に係る措置(第七条—第十七条)

　　第三款　特定連鎖化事業者に係る措置(第十八条—第二十八条)

　　第四款　認定管理制度括事業者に係る措置

　　第五款　管理関係事業者に係る措置(第四十一条—第四十四条)

　　第六款　雜則(第四十五条—第五十条)

　　第二節　工エネルギー管理士(第五十一条—第六十八条)

　　第三節　指定講習機関(第六十九条—第七十一条)

　　第四節　登録調査機関(第八十条—第九十八条)

　　第四章　輸送に係る措置

　　第一節　貨物の輸送に係る措置

　　第一款　貨物輸送事業者に係る措置(第九十九条—第一百四条)

　　第二款　荷主等に係る措置(第一百五条—第一百二十二条)

　　第二節　旅客の輸送に係る措置等(第一百一十一条—第一百二十九条)

　　第三款　認定管理制度括貨客輸送事業者に係る措置等(第一百三十一条—第一百三十三条)

第一款 貨客輸送運搬省エネルギー計画等
(第百三十四条—第百三十八条)

第五章 建築物に係る措置(第百四十三条)

第六章 機械器具等に係る措置

第四節 航空輸送の特例(第百三十九条 第百四十二条)

第一節 機械器具に係る措置(第百四十四条
— 第百四十八条)

第二節 热損失防止建築材料に係る措置(第百四十九条—第百五十三条)

第七章 電気事業者に係る措置(第百五十四条
— 第百五十五条)

第八章 雑則(第百五十六条—第百六十七条)

第九章 罰則(第百六十八条—第百七十四条)

附則

第一款 総則

第六条の次に次の款名を付する。

第二款 特定事業者に係る措置

第七条第一項中「第十九条第一項に規定する」を削り、「連鎖化事業者」の下に「第十八条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。」、認定管理統括事業者(第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。)及び管理関係事業者(第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいい、同項において同じ。)を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項各号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の一号を加える。

三 連鎖化事業者となつたとき。

第七条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

経済産業大臣は、特定事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者となつたときは、当

条第一項に、「第七十一条第一項」を「百三十九条第一項」に改め、同条第七項中「第五十四条第一項」を「第一百一十条第一項」に、「第六十八条第一項及び第四項」を「第一百一十五条第一項及び第四項、第一百三十八条」に、「第七十一条第一項」を「百三十一条第一項」に改め、「特定旅客輸送事業者」の下に、「認定管理統括貨客輸送事業者 管理関係貨客輸送事業者、第一百三十四条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者(特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。)」を加え、「単に」を削り、「特定輸送事業者」を「特定貨物輸送事業者等」に改め、同条第八項中「第六十二条第一項」を「第一百九条第一項」に、「荷主」を「荷主(第一百五十三条に規定する荷主をいう。以下この項及び次項並びに第一百六十七条第二項において同じ。)」に改め、同条第九項中「第六十二条第一項」を「第一百九条第一項」に改め、「第四項」の下に並びに第一百二十二条を加え、「特定荷主」を「特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第一百七条第一項の認定を受けた荷主(特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。)(以下この項において「特定荷主等」という。)」に、「特定荷主の」を「特定荷主等の」に改め、同条を第一百六十二条とする。

第八十六条を第一百六十一条とし、第八十五条を第一百六十一条とし、第八十四条の二を第一百五十九条とし、第八十四条を第一百五十八条とし、第八十三条を第一百五十七条とし、第八十二条を第一百五十六条とする。

第八十一条の五を削る。

第七章中第八十一条の七を第一百五十五条とし、第八十二条の六を第一百五十四条とする。

とし、同条の次に次の二条を加える。

(表示に関する勧告及び命令)

五百二十二条 経済産業大臣は、熱損失防止建築材料製造事業者等が特定熱損失防止建築材料について前条の規定により告示されたところに従

つて熱損失防止性能に関する表示をしていないと認めるときは、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、その告示されたところに従つて熱損失防止性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 経済産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定熱損失防止建築材料に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十一条の三を第百五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(性能の向上に関する勧告及び命令)

第百五十二条 経済産業大臣は、熱損失防止建築材料製造事業者等であつてその製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し、加工し、又は輸入する特定熱損失防止建築材料につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第百四十九条に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造、加工又は輸入に係る当該特定熱損失防止建築材料の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

事業者となつたときは、当該特定旅客輸送事業者に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第六十八条を第百二十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(中長期的な計画の作成)

第百二十六条 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に従つて講じた措置の状況その他の事情

を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者が、正当な理由がなくその措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第六十七条を第百二十四条とする。

第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条第三項中「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同条を第百二十三条とする。

第四章第一節第二款の款名を次のように改める。

第一款 荷主等に係る措置

第六十五条中「第六十条又は前条」を「第一百八条、

第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、第四章第一

節第二款中同条を第百二十二条とする。

第六十四条第一項中「第五十九条第一項」を「第

百七条第一項」に改め、同条を第百十二条とし、同条の次に次の九条を加える。

(認定管理統括荷主)

第百二十三条 荷主は、自らが発行済株式の全部を

有する株式会社その他の当該荷主と密接な関係

を有する者として経済産業省令で定める者であ

つて荷主であるもの(以下この項及び次項第二

号において「密接関係荷主」という。)と一体的に

条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき

は、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅

客の輸送に係る技術水準、同条第二項に規定す

る指針に従つて講じた措置の状況その他の事情

を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客

輸送に係るエネルギーの使用の合理化のための

いざれにも適合していることにつき、経済産

業省令で定めるところにより、次の各号

のいざれにも適合していることにつき、経済産

業省令で定めるところにより、当該認定管理

統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事

業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使

用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの

使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの

使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネル

ギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出

量に係る事項を含む。)及び当該貨物の輸送に係

るエネルギーの使用の合理化のために必要な措

置をとるべきことを命ずることができる。

2 第六十七条を第百二十四条とする。

第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」

を「第百四十五条第一項」に改め、同条第三項中

「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改

め、同条を第百二十三条とする。

第四章第一節第二款の款名を次のように改める。

第一款 荷主等に係る措置

第六十五条中「第六十条又は前条」を「第一百八条、

第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、第四章第一

節第二款中同条を第百二十二条とする。

第六十四条第一項中「第五十九条第一項」を「第

百七条第一項」に改め、同条を第百十二条とし、同条の次に次の九条を加える。

(認定管理統括荷主)

第百二十三条 荷主は、自らが発行済株式の全部を

有する株式会社その他の当該荷主と密接な関係

を有する者として経済産業省令で定める者であ

つて荷主であるもの(以下この項及び次項第二

号において「密接関係荷主」という。)と一体的に

関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第百十五条 認定管理統括荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定管理

統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事

業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使

用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの

使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの

使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネル

ギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出

量に係る事項を含む。)及び当該貨物の輸送に係

るエネルギーの使用の合理化のために必要な措

置をとるべきことを命ずることができる。

2 第六十七条を第百二十四条とする。

第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」

を「第百四十五条第一項」に改め、同条第三項中

「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改

め、同条を第百二十三条とする。

第四章第一節第二款の款名を次のように改める。

第一款 荷主等に係る措置

第六十五条中「第六十条又は前条」を「第一百八条、

第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、第四章第一

節第二款中同条を第百二十二条とする。

第六十四条第一項中「第五十九条第一項」を「第

百七条第一項」に改め、同条を第百十二条とし、同条の次に次の九条を加える。

(認定管理統括荷主)

第百二十三条 荷主は、自らが発行済株式の全部を

有する株式会社その他の当該荷主と密接な関係

を有する者として経済産業省令で定める者であ

つて荷主であるもの(以下この項及び次項第二

号において「密接関係荷主」という。)と一体的に

かじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(勧告及び命令)

第百二十八条 國土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第百二十五条第一項の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係るエネルギーの使用的の合理化の状況が第百二十三

等で政令で定めるものの意見を聽いて、当該認定管理統括荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第百十七条 荷主は、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置(以下「荷主連携省エネルギー措置」という。)に関する計画(以下「荷主連携省エネルギー計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その荷主連携省エネルギー計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 荷主連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 荷主連携省エネルギー措置の目標

二 荷主連携省エネルギー措置の内容及び実施期間

三 荷主連携省エネルギー措置を行つ者が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送(当該者が認定管理統括荷主である場合にあつては、その管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送を含む。)において当該荷主連携省エネルギー措置に関してそれぞれ貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算出の方法

3 経済産業大臣は、荷主連携省エネルギー計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定め、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る荷主連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針照らして適切なものであること。

二 第二項第一号に掲げる事項が確実に実施され得る見込みがあること。

(荷主連携省エネルギー計画の変更等)

第百十八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る荷主連携省エネルギー計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるとおり、共同で、経済産業大臣の認定を受けるなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る荷主連携省エネルギー計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて荷主連携省エネルギー措置を行つていないと、又は前二項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第百十九条 第百十七条第一項の認定を受けた特定荷主に関する第百十一条第一項の規定の適用について、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第百七十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算出の方法

5 経済産業大臣は、特定荷主が認定管理統括荷主に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

2 準荷主は、基本方針の定めるところに留意して、荷主が実施する前項第一号及び第二号に掲げる措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、次項に規定する指示を適切に行うよう努めなければならない。

3 前項の「準荷主」とは、自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。)に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者(荷主を除く。)であつて、当該貨物の受取又は引渡しを行つ日時その他の経済産業省令で定める事項についての指示を行うことができるものをいう。

「管理関係荷主(以下この項において「認定管理統括荷主等」という。)と、「使用量」とあるのは「使用量、第百十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関する算出の方法により当該荷主連携省

2 前条第一項の認定を受けた者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る荷主連携省エネルギー計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて荷主連携省エネルギー措置を行つていないと、又は前二項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第百十九条 第百十七条第一項の認定を受けた特定荷主に関する第百十一条第一項の規定の適用について、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第百七十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算出の方法

5 経済産業大臣は、特定荷主が認定管理統括荷主に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

2 準荷主は、基本方針の定めるところに留意して、荷主が実施する前項第一号及び第二号に掲げる措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、次項に規定する指示を適切に行うよう努めなければならない。

3 前項の「準荷主」とは、自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。)に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者(荷主を除く。)であつて、当該貨物の受取又は引渡しを行つ日時その他の経済産業省令で定める事項についての指示を行うことができるものをいう。

「管理関係荷主(同条第一項第一号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。)を除く。次項において同じ。」を加え、同条第二項第一号を次の

2 準荷主は、前項第一号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括荷主に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

3 前項の「準荷主」とは、自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。)に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者(荷主を除く。)であつて、当該貨物の受取又は引渡しを行つ日時その他の経済産業省令で定める事項についての指示を行うことができるものをいう。

4 前条第一項の認定を受けた特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とあるのは、「第六十一条第一項中「荷主の下に「(認定管理統括荷主に係る)」を加え、「第五十九条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、「ための」の下に「中長期的な」を加え、同条を第百十条とする。

5 経済産業大臣は、特定荷主が認定管理統括荷主に係る第一項の規定の適用について、同項中「(認定管理統括荷主に係る)」を加え、「第五十九条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、「ための」の下に「中長期的な」を加え、同条を第百十条とする。

2 準荷主は、基本方針の定めるところに留意して、荷主が実施する前項第一号及び第二号に掲げる措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、次項に規定する指示を適切に行うよう努めなければならない。

3 前項の「準荷主」とは、自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。)に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者(荷主を除く。)であつて、当該貨物の受取又は引渡しを行つ日時その他の経済産業省令で定める事項についての指示を行うことができるものをいう。

第五十八条を第一百六条とし、第四章第一節第二款中同条の前に次の二条を加える。

(荷主の定義)

第一百五十三条 この款において「荷主」とは、次に掲げる者をいう。

一 自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。次号において同じ。)に関する貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者(当該者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送の全てについてその輸送の方法等が同号に掲げられたる者により実質的に決定されている場合を除く。)

二 自らの事業に関する他の事業者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送について当該他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者として経済産業省令で定める要件に該当する者

第五十七条第一項中「第五十四条第一項」を「第一百一条第一項に、「第五十二条第一項」を「第九十条第一項に、「第五十五条第一項」を「第百三十三条第一項に改め、同条を第百三十三条とする。第五十五条中、「毎年度」を削り、「により」の下に、「定期に」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十四条第一項中「貨物輸送事業者」の下に「(認定管理統括貨客輸送事業者)(第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。)及び管理関係貨客輸送事業者(第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。)を除く。次項において同じ。」を加え、同条に次の二条を加える。

5 土地交通大臣は、特定貨物輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者が認定

者に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第五十四条を第一百一条とし、第五十三条を第百二条とする。

第五十二条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第一百四十五条第一項」に改め、同条を第九十九号中「前条」を「第六十六条」に改め、第三章第四節中同条を第九十八条とする。

第五十一条を削る。

第五十条第二号中「第四十四条又は第四十六条」を「第八十九条又は第九十一条」に改め、同条第三号中「前条」を「第六十六条」に改め、第三章第四節中同条を第九十八条とする。

第五十一条を削る。

第五十条第一号中「第四十条第一号」を「第八十号中「前条」を「第六十六条」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 第八十八条第三項、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十二条第一項又は

第五十七条第一項中「第四十七条第一項各号」を「第一百一条第一項に、「第五十二条第一項」を「第九十条第一項に、「第五十五条第一項」を「第百三十三条第一項に改め、同条を第百三十三条とする。第五十五条中、「毎年度」を削り、「により」の下に、「定期に」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十六条第一項中「第五十四条第一項」を「第一百一条第一項に改め、同条を第百三十三条とする。第五十五条中、「毎年度」を削り、「により」の下に、「定期に」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十五条第一項に改め、同条を第百三十三条とする。第五十五条中、「毎年度」を削り、「により」の下に、「定期に」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十六条第一項中「第五十二条第一項」を「第一百一条第一項に改め、同条を第百三十三条とする。第五十五条中、「毎年度」を削り、「により」の下に、「定期に」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十七条第一項中「第五十四条第一項」を「第一百一条第一項に改め、同条を第百三十三条とする。第五十五条中、「毎年度」を削り、「により」の下に、「定期に」を加え、「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第五十八条第一項に改め、同条を第百二条とする。

第五十九条第一項に改め、同条を第百二条とする。

第六十条第一項に改め、同条を第百二条とする。

第六十一条第一項に改め、同条を第百二条とする。

第六十二条第一項に改め、同条を第百二条とする。

第六十三条第一項に改め、同条を第百二条とする。

第九十三条 登録調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、確認調査の業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(適合命令)

第九十四条 経済産業大臣は、登録調査機関が第八十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、登録調査機関に対し、同項各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十六条を第九十一条とし、第四十二条から四十五条までを四十五条ずつ繰り下げる。

第四十五条第一項中「第三十九条」を「第八十四号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第八十一条に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第八十一条とする。

第四十六条第一項(第四十八条第一項(第四十九条第一項)を「第九十六条」に改め、同条を第八十一条に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第八十一条とする。

第四十七条第一項中「第四十九条」を「第九十六条」に改め、同条を第八十一条とする。

第四十八条第一項中「第二十条第一項」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十四条とし、第三章第四節中同条の前に次の見出し及び四条を加える。

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第三十九条中「第二十条第一項」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十四条とし、第三章第四節中同条の前に次の見出し及び四条を加える。

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第八十条 特定事業者は、経済産業省令で定める

一項に改め、同条を第八十四条とし、第三章第四節中同条の前に次の見出し及び四条を加える。

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第八十一条 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る工エネルギーの使用量その他のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)が行う調査(以下「確認調査」という。)を受けることができる。ただし、第十七条第一項の規定による指示を受けた特定事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした特定連鎖化事業者(登録調査機関が行う連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する

めるべき事項に適合していると認めたときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項(第四十八条第一項(第四十九条第一項)を「第九十六条」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十一条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十二条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十三条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十四条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十五条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十六条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十七条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十八条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十九条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十一条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十二条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十三条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十四条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十五条第一項中「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を「第八十条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第一項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十七条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二十八条の規定は、適用しない。

5 経済産業大臣は、第一項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴つて発生する一酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第八十二条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業者の加盟店が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。)におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

2 登録調査機関は、確認調査をした認定管理統括事業者が設置している全ての工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。)において、その設置している当該連鎖化事業者である場合にあつては、当該連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。)及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等(当該管理関係事業者が設置している全ての工場等を含む。)及びその管理関係事業者がない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた認定管理統括事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第三十八条第一項(第十九条の規定は、適用しない。)

3 登録調査機関は、前項の書面の交付を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた第四十六条第一項の認定を受けた者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第四十九条の規定は、適用しない。

第三十八条第一号中「第十三条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第一号及び第三号を次のように改める。

二 第七十三条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第三章第三節中第三十八条を第七十九条とし、第三十七条を第七十三条规定する場合にあつては、当該事業計画等の五條を加える。

第七十四条 指定講習機関は、毎事業年度開始前に第九条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならぬ。

2 登録調査機関は、確認調査を受けることができる。

3 登録調査機関は、確認調査を受けることができる。

4 第七十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九条第一項第一号の指定を受けたことが判明したとき。

（役員及び職員の地位）

第七十五条 エネルギー管理講習の業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

（適合命令等）

第七十六条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十七条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、同条各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第七十七条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十一条第三号に適合しなくなつたときは、第九条第一項第一号の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定講習機関が次の方号のいずれかに該当するときは、第九条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命づることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第七十一条第二号に該当するに至つたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けたエネルギー管理講習業務規程によらないでエネルギー管理講習の業務を行つたとき。

四 第七十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九条第一項第一号の指定を受けたことが判明したとき。

（帳簿の記載）

第七十八条 指定講習機関は、帳簿を備え、エネ

ルギー管理講習の業務に關し、経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第三十六条第一項中「第十三条第一項第一号(第十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十八条第一号及び第八十八条第一項において同じ。)」を「第九条第一項第一号に、「第十三条第一項第一号及び」を「同号」に、「(第十八条第一項において準用する場合を含む。第八十八条第一項において同じ。)」を「第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三第二項、第二项、第二十五条第二項、第三十一第二項、第三十二条第二項、第三十六第二項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項」に、「第九十四条」を「第六十九条」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(欠格条項)
第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項第一号の指定を受けることができない。
一 第七十七条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
二 その業務を行なう役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

(指定の基準)
第七十一条 経済産業大臣は、第九条第一項第一号の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 職員、設備、エネルギー管理講習の業務の実施の方法その他の事項についてのエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画が、工エネルギー管理講習の業務の適確な実施のた

めに適切なものであること。

二 前号のエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

四 エネルギー管理講習の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつてエネルギー管理講習の業務が不公正になるおそれがないものであること。

第五十二条 指定講習機関は、エネルギー管理講習の業務の実施に関する規程(以下「エネルギー管理講習業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をしたエネル

ギー管理講習業務規程がエネルギー管理講習の業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講

習業務規程を変更すべきことを命ずることがで

きる。
第三章第二節の節名を次のように改める。
第一節 エネルギー管理士

第三十五条第一号中「第十条第一項」を「第五十

三条第二項」に改め、同条第一号中「第二十五条第一項」を「第五十八条」に改め、同条第三号中「第三十二

条」を「第六十五号」に改め、第三章第二節中同

条の前に次の二条を加える。

(エネルギー管理士免状)
第五十一条 エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

一 エネルギー管理士試験に合格した者

二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると経済産業大臣が認定した者

五十六第三号」に、「第十条第一項」を「第五十三

(免状交付事務の委託)

第五十二条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、エネルギー管理士免状に関する事務を次条第二項の指定試験機関に委託することができる。

2 前項の規定により同項の事務の委託を受けた

指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(エネルギー管理士試験)

第五十三条 エネルギー管理士試験は、経済産業大臣が行う。

2 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、エネルギー管理士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

3 他エネルギー管理士試験の実施細目は、経済産業省令で定める。

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第二十四条第一項において「第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者次条及び

第一項において「第一種連鎖化エネルギー管理指

定工場等」という。)が設置してあるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

第一十二条 経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

第一十三条 経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指

定された工場等(次条第一項及び第二十四条第一項において「第一種連鎖化エネルギー管理指

定工場等」という。)を設置してある者次条及び

第一項において「第一種連鎖化事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨

の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について

第十条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消るものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第二十二条 第一種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等ごとに、第十一條第一項の政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に、第十一條第一項の政令で定めるエネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理士」という。)を選任しなければならない。

(第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定期定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。)

第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等のうち第十一條第一項第一号の政令で定める業種に属するもののうち政令で定めるもの

二 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等

2 第一種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めたところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第三十三条 第一種特定連鎖化事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者(以下この条において「第一種特定連鎖化事業者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。

第一種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

第二条 第二種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第三十三条 第二種特定連鎖化事業者のうち前条第一項各号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

4 経済産業大臣は、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)

第六十四条 経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもののうち政令で定めるもの

二 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第四項及び次条第一項において「第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等」という)を設置している者(同条において「第二種連鎖化事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している者(同条において「第二種連鎖化事業者」という。)は、当該工場等に

定めたところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第三十六条 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る工場等及び当該特定連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業の加盟店が設置する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に關し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第二条 第二種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第三条 第二種特定連鎖化事業者のうち前条第一項各号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

4 経済産業大臣は、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(定期の報告)

第六十七条 特定連鎖化事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟店が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他のエネルギーの使用の状況(エネルギーの使

用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する

ギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。

第二条 第二種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

第三条 第二種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

4 経済産業大臣は、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(定期の報告)

第六十八条 特定連鎖化事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟店が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他のエネルギーの使用の状況(エネルギーの使

る二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(合理化計画に係る指示及び命令)

第二十八条 主務大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第一項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置していいる工場等に係るエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定めた数値以上であること。

3 主務大臣は、特定連鎖化事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた特定連鎖化事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5

主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた特定連鎖化事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定連鎖化事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることがで

きる。

第四款 認定管理統括事業者に係る措置

(認定管理統括事業者)

第二十九条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有す

る者として経済産業省令で定める者であつて工場等を設置しているもの(以下この項及び次項

第二号において「密接関係者」という。)と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合している

ことにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行なうエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定めた数値以上であることを認めたところにより算定したエネルギーの使用の合理化に関する工場等を含む。以下この款において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。)におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

二 当該工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定めた数値以上であること。

3 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定管理統括事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前項第一号に規定する経済産業省令で定める要件に該当しなかつたとき。

二 当該認定管理統括事業者及びその認定に係る密接関係者(以下「管理関係事業者」とい

う。)が設置している全ての工場等における第

七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同一条第一項の政令で定める数値以上となる見込

みがなくなつたとき。

三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。

四 不正の手段により前項の認定を受けたこと

が判明したとき。

五 経済産業大臣は、第一項の認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理統括者)

第三十条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。)におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

三 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

(第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)

第三十二条 経済産業大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

(第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)

第三十三条 経済産業大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等(次条第一項及び第三十五条第一項において「第一種管理統括エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 認定管理統括事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第三十五条第一項において「第一種管理統括エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

3 認定管理統括事業者は、認定管理統括事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

2 エネルギー管理統括者は、認定管理統括事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者を補佐する者又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について

令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に關し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

。

<p>第十条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。</p> <p>3 絏済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。</p>
<p>4 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。</p>

<p>第三十三条 第一種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している者（以下この条において「第一種指定管理統括事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項を所管する</p>
<p>2 第一種指定管理統括事業者は、第九条第一項第二号に掲げる者のうちからエネルギー管理員（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。</p>

<p>3 第一種指定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。（次項において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。ただし、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>一 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等のうち第十一条第一項第一号の政令で定める事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他の用途に供するもののうちのうち政令で定めるもの</p> <p>二 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する事業以外の業種に属する事業の用に供する工場等である</p> <p>三 第一種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて第七条第二項の政令で定めるもの以上である</p>
<p>4 経済産業大臣は、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第三十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。</p>

<p>5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。</p>
<p>3 第二種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関する、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（中長期的な計画の作成）</p> <p>第三十七条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関する、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p>

<p>2 主務大臣は、認定管理統括事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。</p>

<p>3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。</p>
--

<p>第三十八条 認定管理統括事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他のエネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使</p>

<p>用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に 関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に 報告しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(エネ ルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排 出量に係る事項に限る)を定め、又はこれを変 更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣 に協議しなければならない。</p> <p>(合理化計画に係る指示及び命令)</p> <p>第三十九条 主務大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第一項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理的化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2 主務大臣は、合理化計画が当該認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、当該認定管理統括事業者に対する合理的化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>3 主務大臣は、認定管理統括事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた認定管理統括事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p>
<p>5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた認定管理統括事業者が、正当な理由がないと認めたときは、審議会等で政令で定めるもの意見を聴いて、当該認定管理統括事業者に対する指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第五款 管理関係事業者に係る措置</p> <p>(第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)</p> <p>第四十条 経済産業大臣は、管理関係事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。</p> <p>2 管理関係事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第四十三条第一項において「第一種管理関係エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第四十二条第一項において「第一種管理関係事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</p> <p>一 事業を行わなくなつたとき。</p> <p>二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について見込みがなくなつたとき。</p>
<p>第十一条第一項の政令で定める数値以上となる</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</p> <p>2 第一種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等に就するものうち政令で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等のうち第十一条第一項第一号の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもののうち政令で定めるもの</p>
<p>2 第一種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 第一種管理関係事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第四項及び次条第一項において「第一種管理関係エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(以下この条において「第一種指定管理関係事業者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他の経済産業省令で定める業務を管理する者(次項において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。ただし、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものに限るための講習を受けさせなければならない。</p> <p>2 第一種指定管理関係事業者は、絏済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について絏済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)</p> <p>第四十三条 絏済産業大臣は、管理関係事業者が設置している工場等のうち第一種管理関係エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて第十三条第一項の政令で定めるもの以上であるものを第一種管理関係エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。</p> <p>2 管理関係事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第四項及び次条第一項において「第二種管理関係エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(以下この条において「第二種指定管理関係事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、絏済産業省令で定めるところにより、絏済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</p> <p>一 事業を行わなくなつたとき。</p> <p>二 第七条第二項の政令で定めるところにより</p>

算定したエネルギーの年度の使用量について

第十三条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第四十条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業所を管する大臣に通知するものとする。

第四十四条 第二種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種管理関係エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二种管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する指示を尊重しなければならない。

2 第二種管理関係事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図

るための講習を受けさせなければならない。

第三種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第六款 雜則

(エネルギー管理者等の義務)

第四十五条 第十一条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項及び第四十一条第一項に規定するエネルギー管理者(次項において単に「エネルギー管理者」という。)並びに第十二条第一項、第十四条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十六

条第一項、第四十二条第一項及び前条第一項に規定するエネルギー管理員(次項において単に「エネルギー管理員」という。)は、その職務を誠実に行わなければならない。

2 第八条第一項、第十九条第一項及び第三十条第一項に規定するエネルギー管理統括者は、工務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。

3 工場等を設置している者は、他の工場等を設置して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合に、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置(以下「連携省エネルギー計画」という。)に関する計画(以下「連携省エネルギー計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その連携省エネルギー計画が適切である旨の認定を受けることができる。

2 連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項

を記載しなければならない。

一 連携省エネルギー措置の目標

二 連携省エネルギー措置の内容及び実施期間

三 連携省エネルギー措置を行つ者が設置して

出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る連携省エネルギー計画(第

一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて連携省エネルギー措置を行つていいとき、又は前二項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第四十八条 第四十六条第一項の認定を受けた特定事業者に関する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省工

ネルギー措置に係る当該工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に係る当該工場等において使用したこととされるエネルギーの量」とする。

2 第四十六条第一項の認定を受けた特定連携化事業者に関する第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使

用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省工

ネルギー措置に係るこれらの工場等において使

用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省工

ネルギー措置に係るこれらの工場等において使

用したエネルギーの量」とする。

3 第四十六条第一項の認定を受けた認定管理統括事業者に関する第三十八条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「

使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携

省エネルギー計画に係るこれらの工場等におい

て使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省工

ネルギー措置に係るこれらの工場等において使

用したこととされるエネルギーの量」とする。

2 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る連携省エネルギー計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、経済産業大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3

書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、絏済産業省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を絏済産業大臣に届け出したこととされるエネルギーの量」とする。

する場合を含む。)又は同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する)に、「同法第二十条第三項」を同法第八十条第二項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」に、「同法第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)」を「同法第一百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」、同法第一百三十六条第一項(同法第一百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を「同法第一百三十二条第一項(同法第一百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」、同法第一百三十二条第一項(同法第一百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を「同法第一百三十二条第一項(同法第一百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「同法第六十三条第一項(同法第六十三条第一項)」を「同法第一百三十二条第一項(同法第一百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三条第一項」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第一百三十二条第一項(同法第一百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者であつて同項第二号に規定する管理関係事業者のうちに特定排出者を含むもの、同法第一百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主であつて同項第二号に規定する管理関係荷主のうちに特定排出者を含むもの又は同法第一百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客

輸送事業者であつて同項第一号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうちに特定排出者を含むものから、同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な項、同法第一百十五条第一項(同法第一百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第一百三十二条第一項(同法第一百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を「同法第一百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」又は同法第一百三十六条第三項(同法第一百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告があつたときは、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業所を所管する大臣」とあるのは、同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」と、同法第八十二条第三項(同法第八十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第一百五十五条第一項(同法第一百五十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第一百五十五条第一項(同法第一百五十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によ

二条第一項(同法第一百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

平成三十年六月十八日印刷

平成三十年六月十九日發行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0